

減という。これは聞くところによると、もう一十年あるいは三十年近くなかつたことだということをお聞きするのですが、裁判所職員について定数を減員したというのは、前にはいつごろでござりますか。

○菊池(信)政府委員 職員の減員ということがございましたのは、一番近くは昭和三十年に二百八十八というのがござります。それからその前年の二十九年にも三百九十三というものがござります。

○天野等委員 そうしますと、約三十年、減員ということはなしにずっと來た。それが、裁判所、恐らくかつてないと言つていいくらいの事件増ではないかと思うのですが、この時期に減員というのは一体どういうことなのでですか。

○東洋(信)政府委員 御存しのとおり 政府では、昭和五十六年に第六次の定員削減計画といふものをつくりつておるわけでございますが、その際に、司法部にもその御協力を願いするというふうをしておるわけでございます。

定に拘束されるというものではございませんけれども、諸般の事情を考慮されまして、その計画の趣旨を理解されて協力をされるということになつたようでございます。

おりあります事件の状況からいたしまして、裁判部門の職員を減らすことは適当ではないといふことから、他面、司法行政部門、いわゆる事務局の部門につきましては、一般行政事務と相通するとこらもございますので、裁判部門に比べますと事務

の簡素化、合理化による前率化を図る余地がないことは言えないということから、司法行政部門の職員だけを対象として、裁判部門の活動に裁判所として見て影響を及ぼさないという限度で協力をされるということになつたようでござります。その関係で、昭和六十年において三十九人の減ということがございました。

○山口最高裁判所長官代理者 裁判所の司法行政事務と申しますのは、天野委員先刻御承知のとお

り、裁判所の職員の人事でござりますとかあるいは会計でござりますとか、あるいは文書関係の総務事務でござりますとか、そういう事務が主でございます。司法行政事務の簡素化、合理化と申しますのは、そういういわゆる事務局部門におきまして、例えば各庁に対する報告事項の整理をするとか、あるいは文書の取り扱い方法を改めるとか、さらにはゼロックス等の能率器具の活用によりましてその辺の合理化を図つていく。例えば、統計報告に關しましても、コンピューターの活用によりまして報告事項の整理もできますし、さらにはワープロ等のOA機器の活用によりましても省力化できるわけでございまして、ただいま御指摘の最高裁、高裁、地裁、家裁における司法行政事務の簡素化、合理化と申しますのは、そのような事務局部門における事務の簡素化、合理化でございます。

なお話もあるようですが、それでも、例えばワープとかマイコンとかいうようなものを導入するところによって人を減らしていくという方針を最高裁判所では現にお考えになつていらっしゃるのかどうか。その辺はいかがでございましょう。

○山口最高裁判所長官代理者 まず最初にお尋ねの、簡易裁判所の、いわゆる司法行政事務の簡素化、合理化に伴う減員があるかどうかという点につきましては、それは考えておりません。地方裁判所の事務局部門でございます。

それから、例えば給与計算にコンピューターを用いますとか、あるいは文書の整理にゼロックスを用いますとかということをいたしますと、必然的に事務量は減つてくるわけでござります。從来、手書きにしておりましたのが機械化で賄えるということで、それだけ省力化されるわけでございまして、減員の四十二名のうち二十名は、そういうことによつて省力化されましたタイピストが二十名含まされているわけでございます。OA機器の導入によつて人員の削減を図るかという点につきましては、ワープあるいはコンピューター等のOA機器の導入によりまして、必然的に事務量に影響してくることがあるかと思います。私ども、OA機器の導入によりまして直ちに定員削減をするというようなことは考えておりませんけれども、その導入後の状況を見まして、それだけゆとりが生じてきたというような場合には、やはりそれに相応した定員の見直しを國らなければならないというふうに考えております。導入即定員削減につながるものとは考えておりません。

ましたように、例えばゼロックス等の活用によりまして特に司法行政事務部門のタイピストにつきましては相当のゆとりが生じてまいりました。現に欠員も相当あるわけでございます。そういう観点から今回の減員を考えているわけでござります。

す。

○天野(等)委員 今、現在の欠員というお話をございましたので、それに関係してちょっとお尋ねしたいのですが、同じ参考資料としていただきましたものの中に、十九ページ、「裁判官以外の裁判所の職員の定員・現在員等内訳」という表がございます。それを拝見しますと、実は事務官については欠員という状況ではなくて、逆に、全部合わせますと百十九名もの過員といいますか、定員よりも多いという状況、それから、これは最高裁にかなり過員が多いんだなという状況がわかるのです、地裁でも七十五名の過員、家裁でも十一名の過員という形で、どうも、この表から見ますと事務官の定員を減らしていくという状況にはないのじゃないかというふうに思えるのでござりますけれども、いかがでござりますか。

○山口最高裁判所長官代理者 御指摘のとおり、法律案関係資料の過欠の状況におきましては事務官の過員の状況が示されておりますが、これは、タイピストも事務官でござりますけれども、その他の事務官もございまして、これはいわゆる書記官の予備軍と申しまして、ことしの四月に書記官の方に、例えば書記官研修所の方へ入るとかそういう方々が含まれているわけでございまして、四

月の時点になりますとかなりの過員が解消されま

して、しかも減員を図つても妨げない状況になるわけでござります。

○天野(等)委員 今タイピストの欠員の問題が

ちょっとございましたので、お尋ねしておきたいと思うのですが、タイピストに関しては、現に欠員になつておるのかどうかという問題、それから

今後ともワープロ等の導入によってタイピストを減らしていくかのような方針をお持ちになつていらっしゃるのかどうか、その辺をお尋ねしま

ります。

○天野(等)委員 減員の方についてもいろいろましまして、先ほど申し上げましたように定員と現在員との間には相当の乖離がございます。ワープロ導入によりましてタイピストを減らしていくかという点につきましては、これも先ほどお答え申しましたように、ワープロを導入したことによりまして即タイピストの定員を削減するというようには考えておりませんけれども、ワープロ導入後は考慮せんけれども、ワープロ導入して定員の見直しをしなければならない段階にありますれば、そのときに考えたいというふうに考えております。

○天野(等)委員 裁判所の中でもタイピストとい

う方たちは特殊な技能かと思うのですけれども、全体としてどうなんでしょうか、裁判所の中では

タイピストの職場はますます狭くなつていくんだ

というふうに考えざるを得ないのでしょうか。こ

れはタイピストの方たちも不安感は持つていらっ

しゃるんじゃないかなと思います。ワープロを積極的にどんどん導入していく、そのことで特殊技

能としてのタイピストは必要じゃなくなつてく

る、そうなってきたときの問題というようなもの

を最高裁としてお考えになつていらっしゃるのか

どうか、その辺を

○山口最高裁判所長官代理者 御指摘の問題はひ

とり裁判所の問題には限りませんで、ワープロと従前のタイピストとの関係という一般的な問題で

はなかろうかというふうに考えております。

○天野(等)委員 人によりますと、ワープロが出現したことによ

りまして、将来はタイピストがなくなるんじゃないかなというようなことを申す方もおられるよう

わけでござります。

○天野(等)委員 今タイピストの欠員の問題が

ちょっとございましたので、お尋ねしておきたい

と思うのですが、タイピストに関しては、現に欠

員になつておるのかどうかという問題、それから

今後ともワープロ等の導入によってタイピストを

減らしていくかのような方針をお持ちになつて

いらっしゃるのかどうか、その辺をお尋ねしま

ります。

○山口最高裁判所長官代理者 タイピストにつきましては、先ほど申し上げましたように定員と現在員との間には相当の乖離がございます。ワーブロ導入によりましてタイピストを減らしていくかという点につきましては、これも先ほどお答え申しましたように、ワープロを導入したことによりまして即タイピストの定員を削減するというようには考えておりませんけれども、ワープロ導入後は考慮せんけれども、ワープロ導入して定員の見直しをしなければならない段階にありますれば、そのときに考えたいというふうに考えております。

○天野(等)委員 減員の方についてもいろいろましまして、先ほど申し上げましたように定員と現在員との間には相当の乖離がございます。ワーブロ導入によりましてタイピストを減らしていくかという点につきましては、これも先ほどお答え申しましたように、ワープロを導入したことによりまして即タイピストの定員を削減するというようには考えておりませんけれども、ワープロ導入後は考慮せんけれども、ワープロ導入して定員の見直しをしなければならない段階にありますれば、そのときに考えたいというふうに考えております。

○天野(等)委員 今度は、増員の方でちょっとお尋ねしたいと思

うのですけれども、同じ参考資料の二十四ページあるいは二十二ページ、ここに五十六年度から五

十八年度における地方裁判所の民事、刑事の新受件数と簡易裁判所の民事、刑事の新受件件数という

方が載せられています。

○天野(等)委員 地方裁判所の方の、特に民事の新受件件数を見ま

すと、昭和五十七年から昭和五十八年にかけて減つているということが数字からうかがえるわけ

でございますが、これはやはり昭和五十七年から

施行された新しい裁判所法による事物管轄の変化

ということに伴うものだというふうに私の方も考

えるのですが、そう考えますと、今度は二十四

ページの表の方の簡裁事件の増加がござります

が、これはまた著しいといいますか、何とも申し

上げようがないくらいの増加でございます。した

がって、これは地裁、簡裁を含めた数字として理

解をしていかなければ今の裁判所の現状を把握で

きないのじゃないかというふうに考えるわけです

が、そういう点で、高裁はともかくとしまして、地裁、簡裁を含めた形で考えますと、私ちょっとこの表から試算をしてみたんですけれども、民事

の訴訟の第一審の事件、昭和五十六年と五十八年

とを比べますと、六万八千九百七十件の増、率で

言いまして五十六年の訴訟件数を母数にとります

と三〇・八%くらい、三割ふえてきている。昨年

との比較で言いましても一〇・六%、一割以上ふ

えているという状況だと思うわけです。こういう

状況の中で今回お示しになられた定員の裁判部門

における増というようなものを見てみますと、裁判所の書記官が十名、一応家裁をちょっと抜いて

おきまして事務官について二十七名でございます

か、合わせて三十七名の増という程度の増でござ

いまして、これは全国の地裁、簡裁というよう

ところの数から考えただけでも、それこそもう極

めて微々たる増員にすぎないのではないか。この程度のもので処理をしていくものなのかどうか、その辺について概説的にお話をいただきたいと思います。

○山口最高裁判所長官代理者 ただいま御指摘の

ように、簡裁の事件の伸びは非常に著しくござります。しかしながら、この事件の伸びは主としてクレジット関係、サラ金関係と申しますいわゆる消費者信用関係事件を中心に伸びているわけでございます。このクレジット関係事件あるいはサラ金関係事件と申しますのは、比較的定型的な処理にじみやすいわけでございます。例えば訴状のたぐいは定型的にやつて非常にチェックを容易にできます。それから判決書きにつきましても定型書式を用いてやる、しかも欠席判決率が非常に高い

ございます。このクレジット関係事件あるいはサ

ラ金関係事件と申しますのは、比較的定型的な処理にじみやすいわけでございます。例え訴状

のたぐいは定型的にやつて非常にチェックを容易に

ございます。このクレジット関係事件と申しますのは、比較的定型的な処理にじみやすいわけでござ

ります。

○山口最高裁判所長官代理者 ただいま御指摘の

ように、簡裁の事件の伸びは非常に著しくござ

ります。しかしながら、この事件の伸びは主として

クレジット関係、サラ金関係と申しますいわゆる

消費者信用関係事件を中心伸びているわけで

ございます。

○山口最高裁判所長官代理者 ただいま御指摘の

ように、簡裁の事件の伸びは非常に著しくござ

ります。

○天野(等)委員 この事件増の傾向ですけれども、今申しました程度の増員で大した支障なく対応できるものではないかというふうに考えておるところ

でございます。

ずしも正確なところはわからないわけですが、一応貸し金関係事件の、貸し金請求事件の伸びを見てみますと、昭和五十四年以来年々増加いたしておりまして、特に五十七年、五十八年と急増している状況にございます。恐らくその原因はいわゆるサラ金業者あるいはサラ金業者とは言わないまでも、あるいは信販業者で貸し付けをやっているというふうな業者からの請求訴訟がかなり多いのではないかと思われますので、こういう最近の事件数の伸びから見てみると、今後とも事件がさらに伸びるのでないかというふうな見方が一つできると思います。ただ、委員も御承知のとおり、昭和五十八年に入りましてから貸し金業界の一般的な景気の陰りということが言われ出しましたし、それから昭和五十八年の貸し金業の規制等に関する法律が成立施行されまして、例えばその中で過剰貸し付けを禁止するというふうな規定があるとか、その他規制の条項が非常に厳しくなつておりますので、消費者の保護が十分に行われるということになつております。そういう関係から、今度は事件数がやや減る方へ働くのではないという要因も考えられるわけでございます。今そういうふうな時期でござりますので、私どもとして今のところ昭和六十年あるいはここ数年先にどの程度の推移を示すか、ちょっとはつきりした見通しを持つのは非常に難しい段階でございまして、ここ当分の動きを十分注目したいと考えております。

それから、今度は同じサラ金関係の事件で、いわゆるサラ金調停の件数でございます。これも特に五十八年度に急激に増加しておることはお手元にござります統計表でもおわかりのとおりでございまして、その件数でございまして、この事件の動向につきましては、正確な数字はまだ集計されておりませんが、概数で申しまして昭和五十九年度の動きはかなり上昇いたしております状況でございます。特に昭和五十九年の八月以降の件数を見てみると、上半期に比べてやや少ないという状況が出ておりますので、見方によりましては頭打ちの状況になるのではないか、こういうことも言えると思います。ただ、これもまだ過渡期の段階でございまして、先ほど申しましたように貸し金業等規制法の効果がどこまであらわれてくるかという一つの見通しの問題でございますので、私どもとしては、もう少し動向を見ませんと将来の事件の予想について確信を持つことはちょっと申し上げかねる次第でございます。いずれにしましても、サラ金調停を見る限りはやや頭打ちの傾向があらわれているということは言えるかと思います。

それからもう一つ、非常に事件が多いのがわゆる信販関係の事件でございます。こちらの方は特に昭和五十七年、八年と激増している状況でございます。さらに、信販業者の消費者に対するいわゆる与信額の残高等を拝見しておりますと、年々かなり伸びておりますし、一般的にも信販業界が急激に成長しているということを言われるおられますので、そちらの要因を考えてみると、今後ともさらには事件数が増加するのではないかというふうな想が常識的にはできると思います。

ただ、この点につきましても、実は昨年の十二月に割賦販売法の改正が施行されましてかなり規制が厳しくなつていてる面がございます。先ほどの貸し金業等規制法と同じように割賦販売法の四十二条の三で過剰販売の禁止というような条項も設けられておりまして、消費者の信用調査を充実するようによるふうな規定もございますので、その面からは先ほどのサラ金事件と同じように減少する可能性もある。そういう要因が一つ考えられますが、そういう点を考えてみますと、今後果たして今までほどに増加するかどうかはなかなか予測が難しいところでございまして、若干の増加は常識的には考えておかなければいけないと思いますが、そういう趣勢でございますので、こちらももう少し事件の動きを見守つてみたいと思つております。

○天野(等)委員 私も実は貸し金業の状況はどうい

うふうになつてあるかということで大蔵省にも資料を要求してみたのでござりますけれども、何分貸し金規制法が施行されてから時間的にまだ間がないことではまだはつきりとした数字が出てきておらないようございます。しかし、貸し金業者の、今までござりますけれども、取扱高の変化というところではまだはつきりとした数字が出てきておらないようございます。貸し金業者、今はもう少し動向を見ませんと将来の事件の予想について確信を持つことはちょっと申し上げかねる次第でございます。いずれにしましても、サラ金調停を見る限りはやや頭打ちの傾向があらわれているということは言えるかと思います。

それからもう一つ、非常に事件が多いのがわゆる信販関係の事件でございます。こちらの方は特に昭和五十七年、八年と激増している状況でございます。さらに、信販業者の消費者に対するいわゆる与信額の残高等を拝見しておりますと、年々かなり伸びておりますし、一般的にも信販業界が急激に成長しているということを言われるおられますので、そちらの要因を考えてみると、今後ともさらには事件数が増加するのではないかといふふうな想が常識的にはできると思います。

ただ、この点につきましても、実は昨年の十二月に割賦販売法の改正が施行されましてかなり規制が厳しくなつていてる面がございます。先ほどの貸し金業等規制法と同じように割賦販売法の四十二条の三で過剰販売の禁止というような条項も設けられておりまして、消費者の信用調査を充実するようによるふうな規定もございますので、その面からは先ほどのサラ金事件と同じように減少する可能性もある。そういう要因が一つ考えられますが、そういう点を考えてみますと、今後果たして今までほどに増加するかどうかはなかなか予測が難しいところでございまして、若干の増加は常識的には考えておかなければいけないと思いますが、そういう趣勢でございますので、こちらももう少し事件の動きを見守つてみたいと思つております。

○上谷最高裁判所長官代理者 ちょっと民事の観点から、先に私の方から御説明させていただきたいと思つております。

それから、いわゆるクレジットの販売信用ですが、これもちょっと大蔵省の方から私資料をもらつてみたのですが、業者数はそんなにふえていない。クレジットカードを使った割賦あつせん業者が五十五年で百十五、五十七年に百二十四、五十九年に百二十八というふうになつています。ところが、取扱高を見ますと、これは毎年ウナギ登りに上がつてきている。私も資料を見て驚いたのでござりますけれども、五十五年に十兆八千二百四十七億、五十六年が十一兆九千三百二十五億、五十七年は十三兆五千八百七十八億、年々一兆円を超える増加額でございます。これは販売信用で

るというふうに考へてゐるわけでは決してございません。ただ、今後も今までどおり同じような傾向で増加が続くか、あるいはある程度ならかな線を描くかについて、まだ見通しを持ち得ていなさい。やや減少の方に向くか、その辺の見通しが十分持ててない、そういう趣旨で先ほど申し上げたわけでございます。

それから破産事件の方も、今御指摘のとおり急激に増加しておりますが、これが大部分がいわゆるサラ金自己破産でございます。それで、破産事件が対前年比で見ますと極めて激増しておりますことの原因の一つには、もともと事件数が非常に少なかつたということでもござりますので、いわゆる伸び率そのものからいつ裁判所全体の事務処理量に占める割合というものは必ずしもそう大きくはないということを御説明させていただきたいと思うわけでございます。

そして、事件処理という観点から申しますと、先ほど総務局長から説明がございましたとおり、クレジット関係の事件につきましては、いわゆる督促支払い命令事件、あるいはまた訴訟になりますが、裁判決率が非常に高うござりますとの、それからいわゆる定型的な処理に親しむ類型的な事件でござりますので、事件の増加そのものが事務量の増加と直接並行するものではないということがございます。それから破産関係も、先ほど申しましたとおり、いわゆるサラ金自己破産が多くございまして、裁判所の処理といしましてはいわゆる同時廃止ということで終わる事件が年々増加しておりますので、裁判所として事務の増加があることはもちろんでございますが、事務負担がこの事件の増加そのままにスライドしているわけではない。事務局の立場からはそういう点一応説明させていただきたいと存じます。

○天野(等)委員 私は、だから裁判所の仕事にも質的な変化が来ているのではないかということを申し上げたんです。今、欠席判決が多い、サラ金関係の事件あるいはクレジット関係の事件、欠席判決が多いという話がございましたが、その場合

に負担が比較的軽くて済むのは裁判官それから調書をつくります書記官、それは比較的少なくて済むかもしれません。しかし、送達その他の関係の手を煩わすという意味でいえます。それほどどの事務量の拡大はないかもしないけれども、しかしそこでもって行われていてやるからよくおわかりだと思うのです。

私は、午後からちょっと私が調べました現場の状態をもとにして少しお尋ねしたいと思っておりますけれども、この事件増、これは裁判所の事務量はそんなふえないんだというふうに考えているだけをむしろ中心に考えていらっしゃるんじゃないかな。今回のこの定員増についても、裁判官九名の増、私はもちろんこの裁判官九名の増が悪いなどと言ふわけではございません。もつとふやさなければいけないんじやないと私は思つておりますけれども、しかしその中で一番この事件増の影響を受けているはずの裁判所事務官、これが減らされていくということは、少なくとも増員という点で余り考えてももらつていいというのを今度の定員法の現状じゃないかと思うのですね。

私はそのところで、やはり裁判所というものがどうかというように御相談いたしておりますところ、今回、今国会に提出されました郵便法の改正が実現いたしますけれども、特別送達の場合、不送達になりますと御承知の還付料の支払いの制度がございます。これが大変手間がかかるわけでございまして、私どもかねてから郵政省に対しまして還付料の制度を廃止できないものであろうかというよう御相談いたしておりますところ、今回、今国会に提出されました郵便法の改正が実現いたしますと、還付料の制度がなくなります。そのことによりまして、送達事務の面では非常に省力化できるわけでございます。

事件がふえておりまして、その状況は主として大都市並びに各県庁所在地の裁判所でございまます。その裁判所の中でも、民事と刑事と比較いたしましたと、刑事は比較的余裕がある。それからその周辺の裁判所と比較いたしますと、周辺の裁判所も比較的余裕がある。したがいまして、人員の適正配置を図る、あるいは先ほど来申しておりますような事務の合理化、簡素化を図つていく、さらには能率機具、OA機器を活用するというこ

とによりまして、ある程度の対応ができるわけでございますが、私はやはり裁判所に勤務しております職員組合の皆さんの方からの最高裁判所に対する増員要求というようなものも出て、いろいろ話し合い

なつくりかもしれませんけれども、しかし、それではやはり裁判所職員あるいは裁判所に対しても新しいニーズを持つてゐる国民の要求にこたえ切れないのでないじやないか。あの臨時行革というようなものがされた時点で、こういう裁判所の急激な事務増というものは予測できなかつた時期ではなかつたろうかと思います。やはりこれはもう一遍、政府に対しても、一律の定員削減というようなことについて裁判所としては見直してもらわなければならないことがあるのじやなかろうかと思つたところでございますが、いかがでございましょうか。

○山口最高裁判所長官代理者 天野委員御指摘のとおり、非常に事件が急増いたしておりまして、先ほど申しましたように、事件の増加ほど負担はふえていないというように申しましてたけれども、確かに送達等に関連いたします事務は数字に見合うだけふえるわけでございます。

そこで、先ほどちょっと申し落としておりましたが、たれども、特別送達の場合、不送達になりますと御承知の還付料の支払いの制度がございます。これが大変手間がかかるわけでございまして、私どもかねてから郵政省に対しまして還付料の制度を廃止できないものであろうかというよう御相談いたしておりますところ、今回、今国会に提出されました郵便法の改正が実現いたしますと、還付料の制度がなくなります。そのことによりまして、送達事務の面では非常に省力化できるわけでございます。

事件がふえておりまして、その状況は主として大都市並びに各県庁所在地の裁判所でございまます。その裁判所の中でも、民事と刑事と比較いたしましたと、刑事は比較的余裕がある。それからそ

とを考えるわけです。今回の定員法だけはどうこうという問題ではございませんけれども、今後の問題としてやはり裁判所が、どういうふうな方向で

見通しとして、増加率は多少鈍るかもしれません

が、そう減るだろうという見通しがあるとは思え

ない。ということで、やはりもう一遍根本的な検討を必要とする段階に來てゐるのじやなかろうか

と考へるわけです。今回の定員法だけはどうこう

という問題ではございませんけれども、今後の問題としてやはり裁判所が、どういうふうな方向で

見通しとして、増加率は多少鈍るかもしれません

も行われていると私も聞いておるわけでございま
すけれども、その点に入りますと少し時間が切れ
てしましますので、少し時間が余りますけれど
も、割愛させていただいて、午後の冒頭からその
問題をさせていただきたいと思います。それで
は、とりあえずここで。

○片岡委員長 午後一時再開することとし、この
際、暫時休憩いたします。

午後零時七分休憩

○片岡委員長 休憩前に引き続き会議を開きま
す。

質疑を続行いたします。天野等君。

○天野等委員 午前中も少し申し上げましたけれども、裁判所の職員の定数といいますか、現在員数といった方がいいと思うのですけれども、各裁判所ごとに全司法労働組合の方で増員要求を出して、最高裁の事務総局の方と話し合いを進めていますが、いかれたという経過があつたと思うのでございますが、今度の定員法の中で、全司法労働組合の方で出しております要求がどういう形で考慮されてきているのか、その辺をまずお伺いしたいと思ひます。

○山口最高裁判所長官代理者 職員団体から、事件増の状況を踏まえましてかなりの数の増員をするようについて申し入れがあつたことは事実でござります。

私どもはいたしましては、まず下級裁における事件の増加状況、それから現在の事件の処理状況、さらには事務の処理の合理化、効率化の程度内容、それに要する能率器具の利用状況という裁判所における事務処理全般、さらには給源の確保、そういうふうな点も考慮いたしまして、かつまた一方では、そのような職員団体の要求をも勘案しながら、適正迅速な裁判を実現する上で相当と考えました人員の増員を要求しているわけでございます。数字の面から申しますと、職員団体の

要求するところと今回増員をお願いしております。ところとはかなりかけ違つておりますけれども、職員団体の要求の趣旨の期するところも、結局は事件増の中で職員に過重な負担を課することなく、適正迅速な裁判の実現に配慮すべきであるといふところにあるのではないかと考えております。そこで、その点につきましては、今回私どもがお願いをしております書記官等四十名の増員措置というのも、ある意味では職員団体の要求にこたえているのではないかと考えております。

○天野(等)委員 確かに数字の上では大変大きな開きのようでございまして、これは昨年の五月二十五日に職種別の増員要求ということで全司法労働組合の方から出された数でございますけれども、一部、要求未確定というような裁判所もございますし、また、この数自体は、実はいわゆる定員という考え方よりは現在員ということでの要求のようでございますので、欠員補充の部分も入っておりますかと思うのですが、ただ、数としましては、書記官でもつて五百二十二名、事務官で五百十二名、タイピストについてもやはり六百十八名の増員、その他いろいろな職種がございますけれども、全体として千五百二十二名の増員要求と申します。いうような数で出てきているようでございます。この中には欠員補充という数がかなりあるといったとしても、現場で要求している数と今回の四十五名という増の数というのはかなりの開きがあるのじゃないか。

その点で、私、一つ具体的な例で調べてみた数字があるのでございますが、これは盛岡簡裁のこととでございます。事件増と職員の増というのはどういう関係になつていいのかということで調べてみたのでございますが、これは一応盛岡簡裁の方からお聞きをした状況でございます。五十七年一度、まず事件数の推移でいきますと、ハ号事件一百十二、それから調停事件が千百十七、それから口号の督促事件が千六百十八というのが五十七年の数字で、五十八年が、ハ号の訴訟事件が千三百

十九、ノの調停事件が四千三百七十九、ロの督促事件が二千百二十五、それが五十九年は、訴訟事件は千五百七十一、調停事件が三千百四十八、督促事件が二千八百六十四というふうに推移をしております。昨年と比べましても二八・八%の増といいます。調停は確かに、先ほど民事局長の方からのお話の中にもございましたように、五十八年あたりが一つのピークだったようでございます。金問題について調停をどう使うかということが弁護士会等でも問題になつたこともございまして、ただ、これがなかなか実際機能しないということでお調停は少し減つてきているのじやないかなと感じもいたしますが。

この事件数の推移に応じて、それでは職員数がどういうふうに変わつているかといいますと、実は、五十七年度は課長一人、主任書記官一人、書記官三名、廷更一名、事務官二名、タイピスト一名という構成でございます。五十八年度に事務官が一名だけ増員されました。そして五十九年度さらに事務官が二名増員されまして、現在事務官が五名。五十七年度から五十九年度まで事件数で二・五六倍という中で、ふえましたのは事務官が三名というだけでございます。督促事件にしましては、事務官が二名増員されまして、現在事務官が七名。七七%というものは本当に倍に近いくらいの事件数になつてきてるわけでございまして、特に督促事件なんかは主に処理いたしますのは書記官、事務官というところでの処理、確かにその点で事務官の増ということことはお考えになつてはいるんだと思いますけれども、やはり大変な苦労を現場の職員の皆さんなさつているんじゃないかとうことがここからもうかがえるわけです。

実際の残業等の状況等もお聞きしてみますと、書記官の方、昨年十月から十二月まで平均して

一ヶ月四十時間ぐらいの残業を消化しなきやならない。そのほかに休日出勤、それから書記官特有のことだと思いますが事件の持ち帰り、自宅でもつて仕事の処理をする。それも、ある書記官の方なんか、持ち帰りだけでも四十時間ぐらいの持ち帰りがある。これは、はかり方がなかなか難しいとは思います。実際、非常な残業をしながら処理をしているということだと思うのです。それで、こういう残業をしなければ事件処理がしていけないということ、しかも五時から七時まで二時間の残業が常態になっているというこの状況をこのまま維持していくと、それが正常な状態なのかなどうか。この辺のお考えをお聞かせいただきます。

○山口最高裁判所長官代理者 盛岡簡裁におきまして非常に事件が急増いたしまして、職員がかなり負担過重になつていてるという点は御指摘のところでございます。私どもも激甚な異常な事件の伸びに留意いたしまして、なかなか人員の増加といふのは即応できない面もございまして、今御指摘のように逐年増員はしておるわけでございますけれども、足らない点につきましては同じ盛岡地裁あるいは簡裁の中で比較的余裕のある部門から応援態勢等をとりまして、何とか事件処理に対応してもらうようお願いしてきたところでございます。

全国的な超過勤務の実態につきましては詳細承知しているわけではありませんけれども、若干の府を調査いたしました。例えば地裁の破産執行、簡裁の民訴、調停等、事件が特に著しく増加していると思われる幾つかの府、これは盛岡も含まれるわけですけれども、ある程度超過勤務の状況があるようでございます。多いところでは部門によりまして一日一人当たり二、三時間という府もありますけれども、概して申しますと週一人当たり二、三時間という状況のようございます。今後も、比較的の事務処理に余裕のある部門から人員

を配置がえするなりいたしまして、あるいは応援態勢をとる等の措置がとられるよう指導に努めてまいりたいと思いますし、事件数を見ながら所要の措置も講じたいと考えておるところでございます。今回の増員がお認めいただけます場合、盛岡につきましても相応の手当ではしたいと考えておるところでございます。

〔天野（第2委員）〕 疾患等の状況なんですかねと
も、私ちよつと話を聞いて驚いたことがあるの
ですが、それは、大体いつも五人ぐらいの方たちが
が七時ぐらいまでは残業している。ところが、裁判所の暖房は五時で切れてしまう。その後は暖房
がなくなってしまう。それで部屋に石油ストーブ
二つ持ち込んで暖をとりながら残業を続けてい
る。地域的にいましては盛岡あたりの寒いところ
でございますから、なかなかそう簡単に暖まる
わけでもない。暖まってきたと思うと七時ぐらい
ですから帰らなければならぬということになつて
まいります。そういうようなことで、人員増を抑
えている、それを残業で何とか手当てをしながら
おこなっているのです。

事件の処理を進めていく。そういう状況の中で職員の人たちの健康の問題というようなものもやはり心配になるわけでございまして、もちろん全館暖房だろうと思いますから、なかなか暖房完備というふうにいかない点もあるのかもしれませんけれども、やはりこういう寒冷地の状況として何をお考えいただけるような点がないのか。また、こういう冷暖房というようなものについての具体的な処理は各地裁ごとに任せられているのかなとは思いますけれども、やはりそういう点での予算の手当てという問題も考えていただかなければならぬんじゃないかなと思うのですが、こういう点について最高裁の方でどういうふうにお考えになつていらっしゃるか。

○川寄最高裁判所長官代理者 御指摘にもありますように、暖房の仕方はその地域にもより、また季節にもよつて千差万別でありますので、具体的にどういう方法で暖房を実施するかということは各庁の実情に応じて各庁が実施しているところ

は燃料費等はその序の過去の実績を踏まえまして配付をしておるところでありまして、その経費が不足するために寒い思いをしなければならないというようなことはないのではないかと思つておるのあります。ただ、全館暖房の場合に五時に暖房を切るという扱いは、これはかなりのところで行われていると思います。これは経費の観点からもさることながら、ボイラーマンの勤務体制の観点からもそういうことにならざるを得ない実情にあるようであります。そういうようなところでは御指摘のような石油ストーブで補うということであつていただいているようありますが、これが十分であるかどうかとということについて詳しい実情は把握しておりませんけれども、職員の健康にかかるようなことになつては大変でありますので、そういうことがないようにしていかなければならぬといふには思つております。

にしてしまうということになると、そういう突発的なものについての支援の態勢というものがなかなか難しくなってくるのじゃないか、そういう点での人間の余裕というようなものもやはり十分考えておいていただきたいという気がするわけでございます。今回の定員法で不十分な点についてはぜひともまた御検討いただきながら全体としての定員の配置ということを考えていいただきたいと思いますが、一応そういうことで定員の問題についてはここで終わります。

沙は　これはあるいは冒頭に御所見をお伺いする
のが妥当だったかとは思うのですが、ござりますが、
いろいろな事情で後になりましたけれども、一昨
日も実は法務大臣に、再審によって一たん死刑が
確定した方たちが一転して無罪ということを救済
されたこの事例について法務大臣としてどういうふ
うなお考えをお持ちになつておられるかということを
お聞きしたわけですが、この点については私はやは
り最高裁判所としても裁判所全体といたしまし
ても一つの問題ではなからうか、こういう誤判事
件あるいは冤罪事件というようなものがなぜ発生
してきたのか、またそれをどういうふうにすれば
今後なくしていくことができるのか、こういう点
について最高裁判所としてはどういうふうなお考
えをお持ちになつていらっしゃるか、ひとつ御所

○勝見最高裁判所長官代理者 無罪を罰してはならないということは刑事裁判の鉄則であることは申し上げるまでもないところだと思います。一線の裁判官が、提出された証拠を全力を傾けて検討をして慎重に事実認定をしているというふうに信じているものでございますけれども、御指摘のように、昨年相次いでいわゆる再審無罪、そういう事態が発生いたしました。私どももいたしましては、こういう事態を深刻に受けとめておるところであります。昨年六月の高等裁判所長官、地方裁判所長、家庭裁判所長会同におきまして寺田最高裁判長官からの訓示がございましたけれども、その中でもいわゆる再審無罪のことについて触れていて

るわけであります。こういう事態を契機といたしまして職責の重さというものを改めて認識して己研さんを積み、かつこのような事態を再び起こさないように裁判する努力を傾けたい、また一線の裁判官はそのように考えておられるというふうに信じております。

なお、具体的な方策ということぞござりますけれども、昨年度の刑事裁判官の会同におきまして、事実の認定というテーマを中心においたしまして全国の裁判官方が集りましていろいろ意見を交換し、最高裁の方からも意見を申し上げたところであります。今後もこのような機会をつくりまして、お互いの切磋琢磨ということを通じて、先ほども申し上げましたようにこのような誤判のないことを期待いたしたいというふうに考えております。

○天野(等)委員 実は、一昨日の法務委員会では、法務省の方ではこの免田、財田川、松山といふ三つの無罪事件について、最高検を中心にして具体的にどういう点が冤罪事件の原因になってしまっているのかということでの反省的な検討を加えるというようなお話があつたわけでございますけれども、やはり最高裁判所としてもそういうような具体的な事件に即した検討をなさる、そういうおつもりがあるかどうか、その点いかがでございましょうか。

○勝見最高裁判所長官代理者 私どもの立場といたしましては、天野委員御承知のとおりだと思いますがれども、具体的な事件につきまして具体的な資料を検討して、過去になされた裁判がどうであつたかということを検討する立場にないということだけはひとつ最小限度御理解いただきたいと思います。

しかし、いざれにいたしましても、先ほど申し上げましたように深刻な事態というふうに受けとめておりますし、いろいろな形で検討させていただいているつもりでございます。

○天野(等)委員 もちろん裁判、裁判官独立でござる〔委員長退席、森(清)委員長代理着席〕

るわけであります。こういう事態を契機といたし
まして職責の重さというものを改めて認識して自
己研さんを積み、かつこのような事態を再び起こ
さないように裁判する努力を傾けたい、また一線
の裁判官はそのように考へておられるというふうに信
じております。

なお、具体的な方策ということござりますけ
れども、昨年度の刑事裁判官の会同におきまし
て、事実の認定というテーマを中心にしていたしまし
て全国の裁判官方が集りましていろいろ意見を交
換し、最高裁の方からも意見を申し上げたところ
であります。今後もこのような機会をつくりまし
て、お互いの切磋琢磨ということを通じて、先ほ
ども申し上げましたようにこのような誤判のない
ことを期待いたしたいというふうに考えておりま
す。

○天野(等)委員 実は、一昨日の法務委員会で
は、法務省の方ではこの免田、財田川、松山とい
う三つの無罪事件について、最高検を中心にして
具体的にどういう点が冤罪事件の原因になってしま
っているのかということでの反省的な検討を加える
というようなお話をあつたわけでござりますけれ
ども、やはり最高裁判所としてもそういうような
具体的な事件に即した検討をなさる、そういうお
つもりがあるかどうか、その点いかがございま

○**勝見最高裁判所長官代理者** 私どもの立場とい
うよりかは、たしましては、天野委員御承知のとおりだと思
いますけれども、具体的な事件につきまして具体的
な資料を検討して、過去になされた裁判がどうで
あつたかということを検討する立場にないという
ことだけはひとつ最小限度御理解いただきたいと
思います。
しかし、いざれにいたしましても、先ほど申し
上げましたように深刻な事態というふうに受けと
めておりますし、いろいろな形で検討させていた
だいているつもりでござります。

〔委員長退席、森清委員長代理着席〕

○**天野(等)委員** もちろん裁判、裁判官独立でご

ざいますから、それを侵すような形での具体的な事件についての云々ということはないのだと思いませんけれども、ただ私は、この三つの事件、非常に深刻な事件だと思うわけでございます。その点で最高裁判所には規則制定権、一種の立法権を持つておられるわけでござりますし、やはり何か裁判における具体的な手続その他で、冤罪防止という点で考えていかなければならぬような点の有無についての検討というようなものについてなさるおつもりはないだらうかということについてはどうでしょう。

はそういう証拠で慎重に検討する、正しい証拠評価を行うということに尽きるのではないか。
ただいま訴訟規則のお話いろいろございましたけれども、訴訟規則では審理の充実については今までいろいろ改正などを重ねてかなり充実しているように私どもは考えておるわけでございまして、要は今あります刑事訴訟規則の精神を受けたて、それを活用して、それを何とか実行することにあるのではないかということから、私どもは何とか今ある規則を活用していくことがあります。先決ではないか、このように考えておるわけであります。

もかねてから審理の充実ということでお集まりいただいて御協議いただいているだけでも、これは十何年か二十年にもなろうかと思います。それにまさにそういうことであって、法廷が書面の受け渡しの場になるというようなことはいけないんじゃないか。何とか法廷で心証をとるという方向でやるのが本当の刑事裁判の姿であるということでお願いしているわけでございます。

ただいまお話をございましたけれども、事件が多ければ多いほど法廷の時間はむだにしない、家に

が、我が国におきましても、大正十二年に陪審法がおきましたしてその後一時期施行されたわけでござります。昭和十八年以來は停止されて今日に至つてはいるわけでござります。御指摘のように、最近誤判防止というようないろんな観点から、陪審の採用あるいは少なくともその検討というようなな張が法律家の間その他でなされていることは十分承知しておりますし、それに対しまして、私どもとしても関心を持つておるところでございます。確かに陪審制度が国民と裁判を身近にするといいますか、國民と裁判を結びつける方法として一つ

○勝見最高裁判所長官代理者 御指摘のとおり
裁判所には規則制定権が与えられております。刑事
事訴訟規則の範囲内で誤判防止のために果たして
どういういわゆる立法ができるかどうかということ
とについてもちろん検討すること、ないし的確な
対策があればそういういわゆる立法をすることに
ついてはやぶさかではございませんが、いろいろ
な問題点があるようございますので、刑事局長
から答えさせます。

○天野(等)委員 刑事訴訟規則あるいは刑事訴訟法についても言えることかもしれないのですけれども、私たちどうも刑事裁判の実際の場で、本来的には例外的な事項であるはずのものがむしろ原則になつてきてしまつてゐるというような形で刑事訴訟法あるいは規則が運用されている部面があるのではないか。一番大きなものとしては自白とか供述調書の証拠能力の問題とかそういう点で

帰つてゆっくり記録を読めばいいんだというようなことではなくて、法廷でまさに書証の告知、要旨の告知というものを徹底していくだく。それは当事者の告知の仕方と、いうようなものもいろいろ検討していただきて、要領よくやつていただくと、いうことが必要なわけございますが、そういうことによってかえつて審理の促進も図れるといふうに考へているわけでございまして、決して促進が先だというふうに考へているわけではござい

の一定の意義を有するということはもちろんでござりますけれども、いろいろ考えなければならぬい問題があろうかと思ひます。

二、三申し上げてみますと、昭和十八年に至るまでの間審法の実績が我が国では余り上がらないかったということ。その運用の実態を見ましても、ある時期は年間百件を超えた時期が一年だけございますが、おおむねその後は、昭和五、六年ごろは五十件前後になりまして、昭和十三年以後

○小野最高裁判所長官代理者 たたいま事務総長
からも申し上げましたように、私どもこういう再
審無罪というようなことを契機といたしまして、
裁判官にお集まりをいただきましていろいろ御検
討を願つたところでございます。これは会同だけ
ではなくていろいろな研究会その他の機会を通じ
まして検討を重ねているところでございます。誤判
判というようなことにつきましては特に刑事裁判
官としてその責任は非常に重いということでいろ
いろな角度から検討し、お互いに啓発し合つてい
るところでございますが、私どもが今考えており
ますところでは、これは何といたしましても要す
るに審理を充実するんだ、私ども裁判官としては
法廷に出された証拠、それを十分に慎重に正しく
評価するということ、これに尽きるのではないか
か。そうしますと、こういう何年もたつてから新
たな証拠が出るというようなことはなくて、何
とかして第一審、少なくとも事実審の段階までに
そういう証拠も提出していただく、そして私ども

原則は原則、例外はやはり例外的なものだというう
觀点をもつと裁判全体で貫いていたぐことが誤
判の防止につながっていくのではないかといふ
うに考えるわけです。この点でもやはり刑事訴訟
規則の遵守ということをお願いしたいわけですが
が、反面で審理が非常に急がれる、特に裁判官の
持つております事件数がかなり多いということも
あるかと思いますが、審理が急がれる、それでど
うしても例外的であるはずの書面審理がむしろ通
常の形になつてきてしまうという状態も決して否
定し得ないのではないかというふうな気がするわ
けで、そういう点で刑事裁判については特に裁判
官の確保といいますか、そういう点も一つの重要な
な問題になつてきているのではないかと考えます
が、いかがでございましょう。

○小野最高裁判所長官代理者 私ども考えますの
に、今仰せのとおり法廷において証拠を取り調べ
る、法廷において心証をとるというのはただいま
の訴訟法のまさに原則、基本でございます。私ど

○天野(等)委員 その直接主義という点も含めて、されども、私は陪審制度というものの、誤判防止といいますか冤罪をなくすという面から、あるいは裁判を国民の身近にというそういう観点から陪審制度というようなものについて一度考えてみると、そういう必要がないんだろうかといふ気がするのでござりますが、法務省の方として、はこの陪審制度、この法務委員会でも何回か問題になったことがあるかと思いますが、こういう冤罪の防止、特に死刑から無罪へというこういう事態の中で陪審制度というものについて考えてみる、そういう余地がないものかどうか、いかがでございましょう。

は四件とか一件とかといふごくわずかの数で推移しておるといいますか実績、機能は余りなかつたんじゃないかと考へるわけでござります。それからその後、停止をいたしましてからもう四十年ぐらいたつておるわけでございますが、その間陪審制度なし、現行の制度で我が国の刑事司法が運用されてきておるわけでございまして、現在我が國の一般国民感情としてこれに積極的な関心を持つておるかどうか。例えてみますと、私あるいは天野委員も御同様だと思いますが、陪審というものは書面上でしか存じておりません。全く身近に経験したことがないわけでござります。外国の映画等で見る以外にはないわけでござりますして、それについては身近なものとしてどうも考えにくいという感じがございます。感じだけでも物を言つわけではございませんが、問題点としては国民の間にそういう関心が深まつておるとはどうもまだよつと思えないのであります。

はそういう証拠で慎重に検討する、正しい証拠評価を行なうということに尽きるのではないか。

ただいま訴訟規則のお話いろいろございましたけれども、訴訟規則では審理の充実については今までいろいろ改訂などを重ねてかなり充実しているように私どもは考えておるわけでございました。それは今あります刑事訴訟規則の精神を受け、それを活用して、それを何とか実行することにあるのではないかというようなことがから、私どもは何か今ある規則を活用していくことがあります。それで、その方向に向けて実行していくかどうかよう先決ではないか、このように考へておるわけでございます。

○天野(等)委員 刑事訴訟規則あるいは刑事訴訟法についても言えることかもしれないのですけれども、私たちも刑事裁判の実際の場で、本來的には例外的な事項であるはずのものがむしろ原則になつてきてしまつてゐるというような形で刑事訴訟法あるいは規則が運用されている部面があるのではないか。一番大きなものとしては自白とか供述調書の証拠能力の問題とかそういう点で、原則は原則、例外はやはり例外的なものだという観点をもつと裁判全体で貫いていたところが誤判の防止につながつていくのではないかというふうに考へるわけですね。この点でもやはり刑事訴訟規則の遵守ということをお願いしたいわけです

が、反面で審理が非常に急がれる、特に裁判官の持つております事件数がかなり多いということもあるかと思いますが、審理が急がれる、それでどうしても例外的であるはずの書面審理がむしろ通常の形になつてしまふという状態も決して否定しないのではないかというふうな気がするわけで、そういう点で刑事裁判については特に裁判官としてその責任は非常に重いということです。いろいろな角度から検討し、お互に啓発し合つているところでございますが、私どもが今考えており裁判官としては、これは何といたしましても要するに審理を充実するんだ、私ども裁判官としては法廷に出された証拠、それを十分に慎重に正しく評価するということ、これに尽きるのではないのか。そうしますと、こういう何年もたつてから新たな証拠が出るというようなことはなくて、何とかして第一審、少なくとも事実審の段階までにそういう証拠も提出していただく、そして私ども

事件についての々々と、いうことはないのだと思いますけれども、ただ私は、この三つの事件、非常に深刻な事件だと思うわけでございます。その点で最高裁判所には規則制定権、一種の立法権を持つておられるわけでございますし、やはり何か裁判における具体的な手続その他で、冤罪防止という点で考へていかなければならぬような点の有無についての検討というようなものについてなさるおつもりはないだろうかということについてはどうでしょう。

○勝見最高裁判所長官代理者 御指摘のとおり、裁判所には規則制定権が与えられております。刑事訴訟規則の範囲内で誤認防止のために果たしてどういういわゆる立法ができるかどうかというこの対策があれば、そういういわゆる立法をするところについてはやぶさかではございませんが、いろいろな問題点があるようでございますので、刑事局長から答えさせます。

○小野最高裁判所長官代理者 ただいま事務総長からも申し上げましたように、私どもこういう再審無罪というようなことを契機にいたしまして、裁判官にお集まりをいただきましていろいろ御検討を願つたところでございます。これは会同だけではなくていろいろな研究会その他の機会を通じまして検討を重ねているところでございます。誤判というようなことにつきましては特に刑事裁判官としてその責任は非常に重いということです。裁判官としてその責任は非常に重いということです。裁判官としてその責任は非常に重いということです。

○天野(等)委員 その直接主義という点も含めてですけれども、私、きょうは陪審制度というもの、誤判防止といいますか冤罪をなくすという面からあるいは裁判を国民の身近にというそういう観点から陪審制度といいうようなものについてもう一度考えてみる、そういう必要がないんだろうかといふ気がするのでございますが、法務省の方としてはこの陪審制度、この法務委員会でも何回か問題になつたことがあるかと思いますが、こういう冤罪の防止、特に死刑から無罪へというこういう事態の中で陪審制度というものについて考へてみると、そういう余地がないものかどうか、いかがでございましょう。

○小野最高裁判所長官代理者 私ども考えますのに、今仰せのとおり法廷において証拠を取り調べる、法廷において心証をとるというのはただいまの訴訟法のまさに原則、基本でございます。私ども

が、我が國におきましても、大正十二年に陪審法ができましてその後一時期施行されたわけでござります。昭和十八年以來は停止されて今日に至つてゐるわけでござります。御指摘のように、最近誤判防止というようないろんな観点から、陪審の採用あるいは少なくともその検討というようなな張が法律家の間その他でなされていることは十分承知しておりますし、それに対しまして、私どもとしても関心を持つておるところでございます。確かに陪審制度が国民と裁判を身近にするといいますか、國民と裁判を結びつける方法として一つの一定の意義を有するということはもちろんでござりますけれども、いろいろ考えなければならぬい問題があろうかと思ひます。

二、三申し上げてみますと、昭和十八年に至るまでの間陪審法の実績が我が國では余り上がらなかつたということ。その運用の実態を見ましても、ある時期は年間百件を超えた時期が一年だけございますが、おおむねその後は、昭和五、六年ごろは五十件前後になりまして、昭和十三年以後は四件とか一件とかというごくわずかの数で推移しておるということも、どうもその陪審は我が國に定着といいますか実績、機能は余りなかつたんじゃないかと考えるわけでござります。

それからその後、停止をいたしましてからもう四十年ぐらいたつておるわけでございますが、その間陪審制度なし、現行の制度で我が國の刑事司法が運用されてきておるわけでございまして、現在我が國の一般國民感情としてこれに積極的な関心を持つておるかどうか。例えてみると、私あるいは天野委員も御同様だと思いますが、陪審といふものは書面上の上でしか存じておりません。全く身近に経験したことがないわけでござります。外国の映画等で見る以外にはないわけでござります。そして、それについては身近なものとしてどうも考えにくいという感じがございます。感じだけで物を言うわけではありませんが、問題点としては國民の間にそういう関心が深まつてているとはどうもまだよつと思えないのであります。

それから、もちろん陪審制度をとるとなりますと、人的な、物的集中審議になりますから、いろいろな設備が前提になりますし、またその一定期間シャットアウトするということで、犯罪報道、新聞等マスコミ等から完全に遮断する、そういうことも考えなければならぬ、いろいろな設備、前提が必要になつてまいります。

それから今職業裁判官だけによる裁判制度と比べて、陪審制というものがどういうような積極的な利点がある反面、マイナスの点もあるのではないかということも考えてみなければならぬと思います。誤判の防止ということに関して申し上げてみましても、刑事裁判における事実認定、これは犯罪という非日常的な歴史的な事実、これを複雑に錯綜した証拠を通じ、経験則によつてそこから真実を認定するというわけでござりますので、これがいわば素人の陪審よりも職業裁判官の方が適切な判断がなされるのではないかという考え方もあるかと思います。

それから、陪審制度を導入した場合、諸外国の例にもござりますけれども、事実認定に関しては一審限りといふのがほとんどの制度でございます。現行の日本におきますように刑事案件に関し三審、最高裁も入れますと三審という慎重、丁寧な制度でございますが、これを一回限りといふことになると、果たして国民感情あるいは誤判防護の観点から適当かどうかというようなことをいろいろ考えますと、難しい面があろうかと思ひます。しかし、現に諸外国でも行われていることでもございまし、どういう利益あるいは利益があるのか、我が日本で採用する余地があるのかどうか、基礎的な点の研究は今後も続けてまいりたい、このように考えております。

○天野等委員 確かに日本の陪審法が総件数が少なかつたということは言われるわけですが、も、ただ、もともとが日本の陪審法の場合に、限定づきのあれで、法定陪審にせよ、請求陪審にせよ、法定刑のあれによって陪審事件にかかる事件といふものが限られておつたということもあつた

かと思います。

ただ、実は最近、日弁連で昨年の十二月に機関紙で陪審の特集を出してあります。それを読みなっております論文の中に、日本の陪審法十四年半の実績の中で、総件数が四百八十三件、陪審裁判を受けた人員が六百十一名、そのうち無罪になつた者が九十四名、一五・四%あるのだ、無罪率が同期の一般刑事事件は大体一・二ないし三・七%ぐらいだった、そういうことと比較してみて、やはり陪審無罪率というものが非常に高い。これはもとは何か最高裁の事務局の「明治以降裁判統計要覧」からの統計のようですが、それほども、もちろん、無罪率が高いということだけがいいというわけではありませんけれども、私、これは陪審の場合はとにかく実際の原則としてござりますので、ちよつと立場上差し控えさせます。陪審の場合は確かに運用上もかなり確実に行われていくといふことになるのだろうと思ひますが、そういう点から見て、やはり刑事裁判の中での運用としての直接主義の強化というような点が、これから刑事裁判につつても必要なじやないか。その一番

が、陪審の場合はとにかく実際の原則としても、また運用上もかなり確実に行われていくといふことになるのだろうと思ひますが、そういう点から見て、やはり刑事裁判の中での運用としての直接主義の強化というような点が、これから刑事裁判につつても必要なじやないか。その一番

はつきりあらわれてきているのが陪審制度といふような形、それと同時に、そこに素人を入れ、素人の感覚で証拠等を吟味して、それで結論を出していくといふ、納得させる裁判といいますかそういうようなものが陪審裁判といふようなものにしていくといふ、納得させる裁判といいますかそれがやはり裁判を国に身近なものにしていくといふ点で大きな意味があるんじゃないかなうかといふような気がするわけです。日本の陪審法が成功を見なかつたからと

いうふうには言えないのではないか。陪審員だといふには言えないのではないか。陪審員の問題にしましてもかつての陪審法、かつてのと少額、軽微な事件を簡単な手続で迅速に処理をすることを目的として設立されたものでございまして、天野委員先御承知のとおり、比較的小額、軽微な事件を簡単な手續で迅速に処理をすることは法としては存在しているのかもしれませんが、陪審法、いろいろな制限もありますし、これも少なかつたといふことは言われるわけですが、また期待されているものなのかといふことについて最高裁判所としてどういうふうにお考へなさい。この辺からひとつお聞かせいただきたいと思うのです。

○山口最高裁判所長官代理者 簡易裁判所につきましては、天野委員先御承知のとおり、比較的小額、軽微な事件を簡単な手續で迅速に処理をすることを目的として設立されたものでございまして、天野等委員

いうふうには言えないのではないか。陪審員の問題にしましてもかつての陪審法、かつてのと少額、軽微な事件を簡単な手續で迅速に処理をすることは法としては存在しているのかもしれませんが、陪審法、いろいろな制限もありますし、これも少なかつたといふことは言われるわけですが、また期待されているもののかといふことについて最高裁判所としてどういうふうにお考へなさい。この辺からひとつお聞かせいただきたいと思うのです。

○山口最高裁判所長官代理者 簡易裁判所につきましては、天野委員先御承知のとおり、比較的小額、軽微な事件を簡単な手續で迅速に処理をすることは法としては存在しているのかもしれませんが、陪審法、いろいろな制限もありますし、これも少なかつたといふことは言われるわけですが、また期待されているもののかといふことについて最高裁判所としてどういうふうにお考へなさい。この辺からひとつお聞かせいただきたいと思うのです。

○山口最高裁判所長官代理者 簡易裁判所の職員の適正規模と申しますのは、非常に難しい問題でありますから、それを専門の職員を配置するというのが望ましいかも知れませんけれども、やはりそれは事件数その

かと思います。

ただ、実は最近、日弁連で昨年の十二月に機関

いうものをもつと国民の身近なものにしていくためにも私、必要になつてくるような気がするわけ

で、その点での御検討をぜひともお願ひしたいと

かと思います。

ただ、実は最近、日弁連で昨年の十二月に機関

紙で陪審の特集を出してあります。それを読みな

ております論文の中に、日本の陪審法十四年半の実績の中で、総件数が四百八十三件、陪審裁判を受けた人員が六百十一名、そのうち無罪になつた者が九十四名、一五・四%あるのだ、無罪率が同

期の一般刑事事件は大体一・二ないし三・七%

ぐらいだった、そういうことと比較してみて、やはり陪審無罪率というものが非常に高い。これはもとは何か最高裁の事務局の「明治以降裁判統計要覧」からの統計のようですが、それほども、もちろん、無罪率が高いということだけがいいというわけではありませんけれども、私がお考へなさい。この問題は立法論でござりますので、ちよつと立場上差し控えさせていただきますが、私ども刑事局といたしましても、かつてから陪審制度というものについては研究を重ねているところでございまして、かつては司法研究などいろいろ研究をしていただいたところでもありますし、昨今ではいろいろな文献というようなものも検討は続けているところでござります。

○小野最高裁判所長官代理者 この問題は立法論でござりますので、ちよつと立場上差し控えさせていただきますが、私ども刑事局といたしましても、かつてから陪審制度というものについては研究を重ねているところでございまして、かつては司法研究などいろいろ研究をしていただいたところでもありますし、昨今ではいろいろな文献というようなものも検討は続けているところでござります。

○小野最高裁判所長官代理者 この問題は立法論でござりますので、ちよつと立場上差し控えさせていただきますが、私ども刑事局といたしましても、かつてから陪審制度というものについては研究を重ねているところでございまして、かつては司法研究などいろいろ研究をしていただいたところでもありますし、昨今ではいろいろな文献というようなものも検討は続けているところでござります。

○天野等委員 確かに地方裁判所とは一味違う

性格を簡易裁判所というものは持つべきものだ

うふうに思うわけです。この点については、裁判所 자체としては裁判制度というものについては云々できないのかもわかりませんけれども、いかがお考へですか。

○小野最高裁判所長官代理者 この問題は立法論でござりますので、ちよつと立場上差し控えさせていただきますが、私ども刑事局といたしましても、かつてから陪審制度というものについては研究を重ねているところでございまして、かつては司法研究などいろいろ研究をしていただいたところでもありますし、昨今ではいろいろな文献というようなものも検討は続けているところでござります。

○天野等委員 確かに地方裁判所とは一味違う

性格を簡易裁判所というものは持つべきものだ

うふうに思うのですが、そう考へた場合に、簡易裁判所の規模というものについてどのくらいの、どういうふうな規模が必要になつてくるだろうか。現在

在一番小さいのは二人庁でござりますかあるかと

思ひます。ところが現実問題として二人庁

よりも、ある程度の規模というものが必要になつて

くるものなのか、あるいは二人程度のものでもや

りようによびてはやつていいけるものなのか、この

辺についてはいかがお考へでございましょうか。

○山口最高裁判所長官代理者 簡易裁判所におきまして、一定の事件数があることを前提にいたしまして、最小限度の規模といたしましては、書記官、事務官、廷吏、この三人が必要になつてこようかと思います。ところが現実問題として二人庁と、いうものがござります。あるべき姿からいたしまして決して好ましいわけではございませんけれども、一定の人員を全国的に配置いたします場合、事務量に応じて、事件数に応じて公平に分配しなければならないわけですが、それでも、極端に事件数の少ないところではそういう観點から二人庁といふものも設けざるを得ない、やむを得ない事柄であろうかといふように考へております。

○天野等委員 事件数に応じた規模ということにはもちろんなるんだと思ひますけれども、一応三人程度の職員が配置できれば簡易裁判所として機能していけるというふうにお考へでございましょうか。

○山口最高裁判所長官代理者 簡易裁判所の職員の適正規模と申しますのは、非常に難しい問題でありますから、それを専門の職員を配置するというのが望ましいかも知れませんけれども、やはりそれは事件数その

だくといふことも簡裁の役割と対応して重要な点なのじやないかというふうに考へるわけですが、時間が参りましたので、簡裁問題につきましてはまた別な機会に取り上げさせていただきたいと思ひます。

きょうの質問はこれで終わらせていただきましす。

○片岡委員長

小澤克介君。

○小澤(克)委員 裁判所職員定員法の一部を改正する法律案について若干お尋ねいたします。

配付いただきました資料によりますと、裁判官のうち判事ですけれども、判事の増員九名。これが、地方裁判所における民事執行法に基づく執行事件処理の充実強化に二名、同じく地裁における破産事件処理の充実強化に四名、家裁における少年一般保護事件処理の充実強化に三名、こういう振り分けがしてあるわけですけれども、これは文字どおりこの増員分がこのような仕事に専ら当たる、こういふ予定になるわけでしょうか。

○山口最高裁判所長官代理者 これまでいろいろな柱を立てながら判事の増員をお願いしてきていたわけでございますが、その都度、増員の理由となつております事件の係属状況、処理状況を中心的に判事の配置状況等もいろいろな柱を立ててあるわけですね。これは文

字どおりこの増員分がこのよう仕事に専ら当たる、こういふ予定になるわけでしょうか。

○山口最高裁判所長官代理者 これまでいろいろな柱を立てながら判事の増員をお願いしてきていたわけでございますが、その都度、増員の理由となつております事件の係属状況、処理状況を中心的に判事の配置状況等もいろいろな柱を立ててあるわけですね。これは文

字どおりこの増員分がこのよう仕事に専ら当たる、こういふ予定になるわけでしょうか。

○小澤(克)委員 そうすると、これは昨年というか現年度になりますか、年度発足時には定員を満たしていたということになるのでしょうか。

○櫻井最高裁判所長官代理者 こうやつて昨年の十二月一日現在の欠員がございますが、この後、春までの間にもまた若干の欠員ができるいくわけ

でございます。そうして、年度の初めに今度は判断補十年を経過した人が中心となって判事の充員が行われるわけでござります。

○小澤(克)委員 お尋ねしたのは、現年度の最初には充足していたのかということです。

○櫻井最高裁判所長官代理者 昭和五十九年の年

度の初めには充員していただけでござります。

戦力は全体としてアップすることになるわけございまして、実際にはその府の民事執行事件の処理に充実強化が図られるという結果になるわけですが、この件について三十一名の欠員といふことになつております。これはどういう理由によるものでしようか。

○小澤(克)委員 続きまして、同じ資料によりますと、定員と現在員、欠員の表がございますが、判事補については一名、これはネクタジブルだと思いますが、判事について三十一名の欠員といふことになつております。これはどういう理由によるものでしようか。

○櫻井最高裁判所長官代理者 判事の欠員は、年

度の途中で定年で退官していく場合、それから例え公証人になると弁護士になるといった理由で退官していく場合があるわけでございます。もちろんごくわずかな例ではございますが、亡くなられた場合もございます。そうやって年度の途中で順次でいく欠員がありまして、昨年の十二月一日現在で三十一名という欠員ができるわけでございます。

○櫻井最高裁判所長官代理者 こうやつて昨年の十二月一日現在の欠員がございますが、この後、春までの間にもまた若干の欠員ができるいくわけ

でございます。そうして、年度の初めに今度は判断補十年を経過した人が中心となって判事の充員が行われるわけでござります。

○小澤(克)委員 お尋ねしたのは、現年度の最初には充足していたのかということです。

○櫻井最高裁判所長官代理者 この間に法務省へ転出されたと

いはその逆、いわゆる裁判所と法務省間の人事交流がかなり盛んになつてゐるということを聞いているわけでございます。

それでお尋ねしたいのですが、まずその実態でございます。裁判所から法務省へ、あるいは逆に法務省から裁判所へ、どちらの程度の異動が行われているのか。なかなかよく、裁判所の行政部の裁判官が思いますが、判事について三十一名の欠員といふことになつております。これはどういう理由によるものでしようか。

○櫻井最高裁判所長官代理者 判事の欠員は、年

度の途中で定年で退官していく場合、それから例え公証人になると弁護士になるといった理由で退官していく場合があるわけでございます。もちろんごくわずかな例ではございますが、亡くなられた場合もございます。そうやって年度の途中で順次でいく欠員がありまして、昨年の十二月一日現在で三十一名という欠員ができるわけでございます。

○櫻井最高裁判所長官代理者 まず、裁判官が検察官になると申しますか、検査担当の検事を含めて検事に転官する、あるいは検事が裁判官に転官するというその数でございますが、これは年度によつてさまざままでございまして、裁判所から法務省あるいは検察庁の方へ転官していく数は、少ないときには二、三名という時期もございましたし、多いときは二十名を超えるような場合もございます。

お尋ねの、例えば裁判所の行政部の裁判官が検務検事になつていくあるいは逆の場合、あるいは刑事部の裁判官が検査担当の検事になつていくあるいは逆の場合、そういつた場合の数は、把握しているは逆の場合は、そういつた場合の数は、把握していないと申しますよりも、実はそういつた裁判所の行政部から検務検事への転官という事例、そういう形での転官といふものはないわけございません。つまり、裁判官はさまざまな事件を担当いたします。行政部を経験した裁判官がまた他の民事部へ移つて、その上で検察官に転官する場合もござりますし、また逆に、検察官あるいは証務検事が裁判官になる場合でも、それは証務検事から直接その裁判所の行政部に転入するわけでございませんで、裁判官としてやつてきて、そしてその裁判官の希望と配置の適性ということ

なる場合でも証務検事になる例は内数でどの程度にいになるか、その逆についても内数でどの程度になるか、これも年度を追つて実数を挙げていなければなりません。

判事補十八、こういう数字があるわけです。今この場で確認しろといつても無理だらうと思いませんが、これは多分間違いないだらうと思いますので、もし間違いがあれば後ほどまた何か訂正していただく機会を設けていただきたいといたしまして、これを前提に質問を統けたいと思います。

それから、今裁判官から一般検事への転出の例を挙げたわけですが、行政部と訟務検事問につきましては把握できないということでしたので、とりあえずの傾向を明らかにするために、現在の東京地裁なら東京地裁の行政部の方で過去訟務検事の経歴をお持ちの方が何名ぐらいか、おわかりになれば教えていただきたいと思います。

○櫻井最高裁判所長官代理者 現在、東京地裁の行政部、裁判官が八名おりますけれども、その中で検事としての経歴のある者は二名でございまして。その二名の中で訟務検事の経歴のある者が一名、それから訟務検事でない検察官の経歴の者が一名となっています。

○小澤(克)委員 同じく現在の東京地裁を代表例にとりまして、刑事部裁判官のうち、検事の経歴のある者が何名程度あるか、わかれど教えてください。

○櫻井最高裁判所長官代理者 東京地裁の刑事部裁判官は七十八名おりますが、その中で検事の経歴のある者は九名でございます。その九名の中で検察官としての経歴のある者七名、公害等調整委員会の経歴のある者が二名ということになつております。この検察官の経歴ある者七名の中には検査を担当していた者もありますし、またそれ以外の、例えば本省勤務の検事であつた人も入つておるわけでございます。

○小澤(克)委員 今お答えいただきましたのを見ましてもかなりの交流があるということになりまし、かつまた先ほど挙げていただいた数字を見ますと、傾向としては昭和四十六年ころから急激にふえてきている、しかもだんだん増していく、そういう傾向にあるように思います。

それで、ひとつ伺いたいのですが、裁判所の裁

内閣がやるのですか、憲法に決まっておりますか、任命は判官は裁判所で独自に採用といいますか、任命はく任命するのだろうと思ひます。このような交流が行われるということは、裁判所と法務省間に何らかの取り決め等があつて行われなければこういふうにスマーズにはいかないのでないかと思ひます。ですが、その辺の実態はどうなつてゐるのでしょうか。両方からお答え願いましょうか。

○櫻井最高裁判所長官代理者　裁判官と検察官の間の人事異動の数、ただいま申し上げましたように年度によつてかなりのでこぼこがあるわけでござりますが、昭和四十六年以降二けたになつてきています。昭和四十五年以前にも二けたの時期はございましたけれども、四十六年以降二けたになつてきておるという事実でございます。

一体どういうわけでそういうことになつたのかといふことでござります。これはいろいろな理由があつたのだろうと思いますが、個々の異動したことによるものであります。裁判官なり検察官についてのそういう人事をする必要があつた事情といふものを全部探つてみせんと正確にはなかなかわからないわけでござります。法務省の方でそれだけの需要があつたということもあるらうかと思いますし、また例えば公審等調整委員会であるとか国税不服審判所、そういう新しい民事の裁判官の働き場所ができるたといつたようなこともあります。

そういういろいろなこともござります。そういつたいろいろなことは、以前は裁判官から検察官になつていた人……

○小澤(克)委員　ちょっと、質問は、そういう相互の交流についてスマーズに行われているということは何らかの手続的な合意があるのかとお尋ねしているのです。何でそういうことが行われるのかという理由はまだ聞いていないのですが、

○櫻井最高裁判所長官代理者　手続的な合意とすることですございましたら、そういうものはございません。

そういう転出、転入が行わる時は考えられないのですが、今のお答え、間違いないですか。過去において当委員会で一定の合意があることを否定しない答弁をいただいていることもあるのですけれども、いかがでしょう。

○**櫻井最高裁判所長官代理者** 一人の検察官が裁判所に異動する場合あるいは一人の裁判官が法務省に異動する場合、これは本人が了承する以外にそれぞれの裁判所なり法務省なりがその点について了解をしていることはもちろん当然でございます。だから、そういう意味においての合意ということでしたら、これは個々の裁判官あるいは検察官をそれぞれ転官させるということについての合意はもちろんござります。しかし、何かそれ以外の恒常的な取り決めといったような意味での合意ということでしたら、そういうものはないと申し上げておるわけでござります。

○**小澤(克)委員** 昭和四十九年三月二十九日付読売新聞に「判・検事 人事交流を本格的に」「逆戻り」も保証」というような題名で「最高裁と法務省は、判事、検事の人事交流を図るために折衝を進めてきたが、二十八日までに基本的な合意に達し、四十九年度から実施することになった。」こういう記事がございまして、これに関連して昭和五十五年三月四日当院の当委員会で、これは勝見さんという最高裁長官代理の方が「御指摘の当時そういう話のあったことは聞いております。ただ、合意の内容が文書でどうのこうのという趣旨ではございません」こういうふうに答弁しているのですが、文書ではなくても、両府所間に何らかの制度的なものをつくろうという合意が当然あつたのじゃないかと思うのですが、いかがですか。この前の答弁は間違っていたことになるのでしょうか。

○**櫻井最高裁判所長官代理者** 検察官から裁判官に転官されるというのは、これは何より昭和四十九年に始まつたわけではございませんで、それ以前からもちろんあるわけござります。ただ、多くの場合は、裁判所へおいでになつてそしてま

た検察庁へ帰るということではなくてそのままで
ずっと裁判所においてになるという場合であつた
らうと思います。

○櫻井最高裁判所長官代理者 昭和四十九年ごろ以降おいでになつた方で三年で帰つておられる方は多いと思いますけれども、そのまま裁判所にお

行つてみないか、検察庁なら検察庁へ行つてみないかあるいは逆に二、三年裁判所で勉強してみないかといふような勧誘というようなことは行わねえよ。

裁判所に復帰して裁判官としての活動をしていきたいという方の数があえてきたわけでございます。そういうことと、そのほか法務省の中の需要によるところもあつてこう思ひます。そういうつ

昭和四十九年に何か合意があつたのではないかということをございます。それは昭和四十九年に、本来検察官として今後もやつていただきたいといふ気持ちの強い方を受け入れるということはございましたし、その限りにおいて、そういった個々の人事を行う上においての合意はあつたわけござります。しかし、それをそれでは恒常的な制度として、例えば一定年数経過後は必ず戻していくとか、そういうふたよな形での合意をしたわけであります。三年程度で帰するという

いてになつておられる方もござります。
○小澤(克)委員 それで、実際の手続はどういうふうにやるのでしょうか。先ほども私ちよつと躊躇して聞いたのですが、法務省と裁判所はもちろん行政機関と司法機関、全く三権分立といいますか独立した機関ですから、それぞれが人事を言えば、そうスムーズに受け取つたり渡したりといふのはできないわけですから、何らか窓口を双方でつくつて、今度は何人出したいんだが受けとめてくれる人はつづきで受け取りたいというよう

〇櫻井最高裁判所長官代理者　裁判所に関して申しますと、これはもちろん本人の常日ごとの意図でありますし、そういうふたつのようなものととか、あるいは本人の過去の勤務歴であるとか、そういうものを基準にいたしまして、本人の了承を得て、その上で候補者が決まるということになるわけでございまして。す。

要としめることもある、たぶん」と思ひます。そういういろいろなことが重なりまして、昭和四十六年以降といいますか、昭和四十年代の半ば以降法務省から裁判所に戻つてこられる方というのが相当数に上る。また、そのほか、例えば公害等調整委員会であるとか国税不服審判所であるとか、そういうふつた民事の裁判官の経験のある者に活躍してもらつた方がいいようなポストもふえてきたとということでお然と交流の数がふえてきたということになるわけでござります。

うようなことは、それは先ほど少し御説明をしかけたことに関係するわけでござりますけれども、余り長い期間裁判官から検察官に転官してそこに滞在するあるいは逆の滞在をするということは、必ずしも本来裁判官としてあるいは検察官としてやつていらっしゃる人の場合には好ましくないのではないかということから、通常役人の異動は三年でございますので、昭和四十六年ころ以降は大体三年でおいでになつた方が帰つていかれるというようになつてきているということでございま

所から検察庁に出て――出向という言葉を使つてゐるようですが、出向した方の感想文というのが出でおりまして、「初め検察官に転官し、東京地検で捜査と公判の事務に従事してみないかとのお話を接したときは、率直なところ、全く予期してなかつたのでいささか戸惑いました。」というふうな文章がありまして、しかしそれを受けてやつてみたというような体験談が載つてゐるようなのですが、これからしますとかなり両役所ともが結構極的にこの交流を進めているのではないかといふ印象を受けるわけでございます。

一度そうやつて裁判官から検察官に転官する、あるいは逆の動きがあるということになりますと、一定年数経過いたしますと、当然またその後任を補充していくという必要は出てくるわけでございます。余り長期間行つた先にとどまつてはいるというは、やはり気分の一新という意味におきましても、またその本人の経験を生かすという意味におきましても好ましくないのでないかといふことで、ある程度の年数が経過したところでもう戻つてもらうということが最近は行われていると申し上げてもよいと思います。

○小澤(克)委員 どうも質問がなまぬるので、今のお話、どうもわかったようなわからぬようなので、はつきりした合意はないけれども三年程度で戻すという慣習が結局でき上がった、こういうことになるのでしょうか。それで、現在もそういうふうに行われておられるわけでしょうか。

○櫻井最高裁判所長官代理者 正確な数が年々何名ずつであるかという点はただいま持ち合わせておりますが、そういう趣旨で検察官から裁判官に転官してきておられる方、そのころ以降現在まで何人かずつはおいでになり、現在も裁判所で執務しておられるわけでございます。

ら法務省の人事課が中心になりまして、そのほかにももちろん検事が所属している局等もございますけれども、その局なり現場の人事及び本人の意向をもとにして、来年度裁判所に復帰する予定のとおりについて連絡してこられるわけでございます。それと同じように、裁判所の方でも、各人の希望通りびその裁判所の中における人事の必要ということから、一定年数経過した人に戻つていただくことがあります。これは出でていただくということで、最高裁判所の場合は人事局、法務省の場合は人事課が中心になりますて連絡をし、調整をして、その結果翌年度の定期異動における異動者が決まるということになりまするわけでございます。

そこでお尋ねしたいのですが、なぜこういう流れを行つてはいるのか、なぜ行わねばならなかつてはいるのか、あるいは何のために、どういう目的で行なつたのか、これは裁判所、法務省双方からお答えいただきたいわけですが、特に法務省に関しては、せつなく大臣おいでですので、大臣から直接お答えいただければありがたいと思います。

○櫻井最高裁判所長官代理者　先ほど少し申し上げかけたところでござりますけれども、法務省勤務しておられる裁判官というのは、これはもう戦争直後から相当数おられたわけでございます。以前は行つておられる方が相当長期間勤務するというのが通例であったわけですから、しか

そうすると、それでは要するに前に動きがあつたからしょがないからそれが続いていっているのかということになるかと思いますが、それはそうではございませんで、やはり裁判官がほかの世界の仕事の経験をするというのはそれなりに意味のあることであろうと思つております。裁判官は、我が国の場合、司法修習を終えてずっと裁判官としての仕事を続けるのが通常でございます。しかし、ほかの世界の仕事をする機会があるのならやはりなるべくそういう経験もしてもらつて、そして視野を広げてまた裁判官に戻つて活躍をするための助けにもしていただきたいというふうに考えられるわけであります。

いうことが現在も引き続いて行われておるんでしょうか。

○小澤(克)委員 それで、今お尋ねしたのです
が、双方の人事担当者が特定の人に、おまえ今度

ずつと年数がたつていきまして、昭和四十年代へ半ばごろになると、法務省で勤務を続けるより

そういう意味で、こういう形の異動というの
は、必要ということもさることながら、それなり

の意味があるのではないかというふうに思つてゐるわけであります。

○小澤(克)委員 ちょっとと今よくわからなかつたので、何度も聞いて恐縮ですが、戦争後、本来の裁判官が法務省に多数いるというような状況があつて、それが昭和四十年代半ばごろからもとの裁判所に復帰したい、こういう希望が出てきたので法務省から裁判所への異動が行われたというのが一つの要因である、こういうふうに今聞いたのですが、これは聞き間違いじゃないでしようね。まず、その通りですね。——わからないのですが、戦前において採用された人というのは司法省でまとめて採用されたのじやないでしようか。そうすると、本来の裁判官とか検察官というのは一体何を意味するのか、ちょっとよくわからぬのですがね。

○櫻井最高裁判所長官代理者 戦前の裁判官のことを申しておるわけではありませんで、戦後でも非常に古い期の方たち、戦争直後——直後と申しましても、もちろん一期の裁判官が昭和二十四年でござりますから昭和二十四年以降ということになりますけれども、そういう古い時期に裁判所に短期間勤務してすぐに法務省へ行つた方というのはたくさんおられるわけでござります。以前はそういう人たちおいでになつてから十年、二十年と法務省でそのまま勤務される方というのはたくさんおられたわけでござります。そのことを申し上げたわけでございます。

○小澤(克)委員 そうすると、戦前司法省で採用されたという意味ではなくて、戦後採用された人が裁判所で短期間勤務につき、その後法務省に移つた、その人が裁判所に戻りたいということからこういう復帰するという事態がだんだん生じてきました。そうすると、逆に裁判所で短期間勤務し法務省に移つたときというのは、本人の意に必ずしも反してといふと変ですが、法務省に骨を埋めるつもりではなく移つた人がたくさんいたということになるわけでしょうか。

○櫻井最高裁判所長官代理者 昭和二十年代に裁

判官から検察官に転官する人が、裁判所当局と本との間のどのような話を転出されたかというのは私どもにはわからぬわけでございます。もちろん、嫌だ嫌だとおっしゃるのを無理に転官させたということはないと思います。本人の希望とまでいきとも、それは本人の意向には決して反しない形で行つておられるはずでございます。

それともう一つ、昭和二十年代に行つた人といふことを申し上げましたが、もちろんそれは一つの例として申し上げただけでございます。昭和二十年代にも三十年代にもたくさん裁判官が行つてゐるわけでございます。その中にはある程度の期間経過して帰つてこられた方もあるし、また長期間勤務してそのままで残つておられた方もある。昭和四十年代の半ばにその人たちで帰つてこられた方がふえてきたということを申し上げた長期間勤務してそのままで残つておられた方を意味するのか、ふえてきたということを申し上げたのがね。

○小澤(克)委員 そうなると、ますますわからぬのですが、それじや何で裁判所に一たん裁判官として採用された者が法務省に行つたんでしょうか。そのときどういう要因があつて法務省に移つたのか、まずそこからお答えいただきましょうか。

○櫻井最高裁判所長官代理者 昭和二十年代あるいは三十年代の人事についてさかのぼつて私の方で調べてみませんことは的確なお答えはもちろんですから、それが復帰したんだといふことにはならないでねるわけでございます。恐らくそれだけの需要というものはあつたんだろうと思います。

○小澤(克)委員 そうすると、前提がわからないままに——裁判所に採用された者が法務省に移つたから、それが復帰したんだといふことにはならないでしょ。そもそもなぜ法務省に移つたのかについて昔のことだからよくわからぬと言ひながら、そういう背景は、例えば外国の例で見まして実であるわけでございます。私は、裁判官なり検察官の人事交流というのは法曹としての知識、経験を広めるという意味で非常に望ましいことであるといふふうに思つております。また、仮に具体的な事案についての問題となれば訟務の手続上の問題交流が行われてきたと、それはそれなりにいろいろな問題になりまして、それはそれなりにきちっとした整理がついて行われておつたと思うし、また今後もそういうことが行われるに違いないというふうに思つておる次第でございます。

○櫻井最高裁判所長官代理者 何のことやらわからないのにおいでになつたというわけではもちろんなないのであります、ちゃんとそれなりの法務

省における需要があり、そのポストにつくために本人の意向に反しないでおいでになつたわけでございます。ただ、その時分は、例えば短期間ですぐに裁判所へ返すというようなことが余り行われなかつたというのは事実であるわけです。したがつて、相当長期間勤務して残つておられる方の裁判官をやられたような経験をお持ちの方にない形で行つておられるはずでございます。

○小澤(克)委員 結局よくわからぬのです。頭が悪いのでわからぬでしようがないですけれども、逆に裁判所から法務省へたくさん行つています。これはどういう要因でしようか。

○櫻井最高裁判所長官代理者 裁判所から法務省へたくさん行つておりますのは、それぞれ先ほど申し上げたような人数の中で行つておられるわけでございます。その人たちが法務省の中のそれぞれのポストについておられるわけでございます。それほど来から十分お話をありましたように、從来から、従来というか、私は古いことはよく知りませんでしたが、戦後から裁判所と法務省との間で調べてみませんことは的確なお答えはもちろんですから、それが高い見識を持つた方々でございますから、それを御説明申し上げたいと思います。

○嶋崎國務大臣 先ほど来、私どもの意見も聞かれおりましたので、あるいは話を途中で折るようになつてまことに恐縮でございますが、法務省の考え方を御説明申し上げたいと思います。

○小澤(克)委員 そうすると、前提がわからないままに——裁判所に採用された者が法務省に移つたから、それが復帰したんだといふことにはならないでしょ。そもそもなぜ法務省に移つたのかについて昔のことだからよくわからぬと言ひながら、そういう背景は、例えば外国の例で見まして実であるわけでございます。私は、裁判官なり検察官の人事交流というのは法曹としての知識、経験を広めるという意味で非常に望ましいことであるといふふうに思つております。また、仮に具体的な事案についての問題となれば訟務の手続上の問題交流が行われてきたと、それはそれなりにいろいろな問題になりまして、それはそれなりにきちっとした整理がついて行われておつたと思うし、また今後もそういうことが行われるに違いないというふうに思つておる次第でございます。

○小澤(克)委員 今大臣から直接の御答弁をいた

だいたわけであります。要は裁判官の見識を広げるという意味で積極的な意味があろうという評価をし、またそのような目的で行つておられるのだとあります。それはそこまではとても日本の中では言つておれませんことは御承知のとおりでございますが、そういうことはあつたことは事実でございまして、そういう意味で、私は人事交流をやつていくということは非常に必要なことだと思います。また、国民一般も、裁判官あるいは検察官に対して一般的に非常に高い認識を持つておるのではないかというふうに思つております。

○櫻井最高裁判所長官代理者 法務省の方で當時

どのような証務部充実についての必要性をお感じになつたのか、そこらは私どもにはわかりません。先ほど申しましたようなことで、裁判所の方では帰つてきてもらつた方がいいと思われる方が相当数あり、またその後任も送つた方がいいといふことで送つたわけでございます。

○小澤(克)委員 法務省、いかがでしよう。

○西村政府委員 法務省といいたしましても、証務事件が漸次増加することに伴いまして証務部の充実はやはり困らなければならないわけでございます。そのためにはいわゆる本来の検事といいますか、検事からも証務部の方に人員を回すというようなことで証務部の増加を図つておるわけでございます。

○小澤(克)委員 供給源を裁判所に求めているのではないかと聞いているのです。

○岡村政府委員 裁判所から法務省の方に迎え入れます裁判官と申しますか、これは一つには検察官の欠員数がある程度あつた、迎え入れやすい状況にもあつた、こういう点が裁判所から法務省に迎え入れる数が増加した理由の一つに挙げることができます。

○小澤(克)委員 ができると思うのであります。そういたしまして、法務省に迎え入れました裁判官あるいは本

の検察官をどういうポストにつけていくかということになりますと、これは法務省の人事政策ということになるわけでございます。

○小澤(克)委員 そこで、先ほどの大臣のお考えについて私なりの見解を述べましてまたそれについてお答えいただきたいと思うのですが、裁判官

の見識、視野を広げるためにいろいろな仕事をやつてもらう、この趣旨は私大変結構だろうと思うのです。比較的最近でしたか新聞社にしばらく裁判官が行かれたというような報道も耳にしたことがあります。大変結構だろうと思います。

○小澤(克)委員 ただ、これをもつて先ほど大臣のお言葉の中に法曹二元の一つのあらわれであるというようなお

話があつたのですが、これは何かの勘違いではないかと思うわけです。法曹二元というのは、御存じのとおり英米法における理念でございまして、

そこにおいては単に経験の豊かな方を裁判官に任命するということではなくて、法の支配あるいは司法の優位という英米法の理念と一体のものというふうに理解しなければいかぬのじゃないかと思うのです。すなわち、行政あるいは立法府も含め裁判所の判断に従わなければならぬ、これが法の支配であり法の優位、司法の優位だらうと思ひます。行政訴訟について司法裁判所の任務とされ権の擁護に当たる、すなわち行政機関といえどもあるいは立法機関といえどもその側面においては裁判所の判断に従わなければならぬ、これが法の支配であり法の優位、司法の優位だらうと思ひます。行政訴訟について司法裁判所の任務とされ裁判所に対する信頼を失わせるんではないかといふふうに思います。また、実際に裁判官そのものが行政部において経験を積めばどうしてもそこに引きずられるといいますか、特に判、検事間の一體感のようなものが生じやしないか、そういう実質的にも影響を受けるそれが十分ある。そういう意味から先ほどのような判、検事の交流の実態のものについては、極めて危険な要素を含むというふうに私は考えるわけです。大臣の御答弁のよう、これを積極的に評価するということにはどうでもならないじやないかと思うわけでございます。

そこでお伺いしたいのは、今後もこういう判、検事間の交流というものは続ける意思なのかどうか、これは裁判所、法務省双方からお尋ねいたしたいと思います。

○櫻井最高裁判所長官代理者 法曹といいますのは、どのような立場で仕事をいたしましても、そのそれぞれの立場において全力を尽くしてやるというのが、それが法曹の特性であろうと思いまます。したがいまして、上命下服の行政部において仕事をした者が、そこで経験を積んだ者が裁判官となる、これが法曹一元の理念であらうと思いまます。したがいまして、上命下服の行政部において仕事をした者が、そこで経験を積んだ者が裁判官としてより的確な広い視野を持ち得るといふふうに理解いたしますし、要するに、経験豊かな者が裁判官になるべきであるというその経験が、単に何らかの経験があればいいというのではなく、それが法曹の特性であろうと思いまます。検察官の経験があつた者が裁判官になつた場合に、それは從来検察官として、公益の代表者として行動していた者であつても、今度は裁判官となれば公正な判断者としての立場として行動する。弁護士としてやつておられた方でもそれぞれの依頼者の立場というものを離れて完全な中立の判断者として行動する、そういうことができるよう訓練を受け、そして、そういうように行動できる者が法曹であらうと思うわけであります。

したがつて、仮に一定期間、検察官として勤務したことのあるからといって、あるいは検事の身分を持つ、他の行政庁で勤務したことのあるからといたしましても、一方的に行政部での経験のみにいたしましても、一方的に行政部での経験のみをさせ、これはいわば片面的な、法曹一元といふ言葉を使うとすれば片面的な法曹一元ではないわけでございます。

もちろん、裁判官の中に検察官の経験のある者のみならず、弁護士の経験のある人もたくさん来ていただければ、それは非常に結構なことだと思いますけれども、しかし、実際問題として、そればかりでございます。しかし、実際問題として、そればかりでございます。また、実際に裁判官そのものが行政部において経験を積めばどうしてもそこには裁判官になれば全国津々浦々に行つていただかなければいけないので、そういうふうなこともあつて、弁護士からなつていただくというのはできなわけでございます。あるいは一時期弁護士をやめて裁判官になるというのもまたにはございませんけれども、しかし、今までの生活を一切変えてしまふたん退職してしまうというのも大変難しいことをございます。

そういうふうに考えているわけではないわけでございます。

○岡村政府委員 私もただいまの最高裁判所の御答弁と同じ理解でございます。

○小澤(克)委員 時間が来ましたので終わります。

○横山委員 朝からずつと続いておりまして、大臣始め政府委員の皆さんも、委員長もまことに御苦労さまでございますが、ひとつ氣分を変えて質問をいたしたいと思いますから、御協力をお願ひをいたします。

うではないかとか、再審制度について一過検討しておこうではないかとか、そういう答えが出てくると思う。思つたら、答えをすかしておるというのには一体どういうことなんでしょう。

げましたように、事実の認定ということにつきましては、十分に意見を交換したわけでございます。今後そういう機会をつくりまして、このようないわゆる誤報がないようにいたしたいというふうに考えておるつもりでござります。

強をさせたということを聞いておりますが、その後、新しい時代に即応する裁判官の育成としてはどんなことをしていらっしゃるのですか。

○勝見最高裁判所長官代理者　長官の訓示には、例年のように若手裁判官の育成ということを先輩

新年のあいさつについてちょっと申し上げさせていただきます。

それから、制度の問題、それから先ほど天野委員から御指摘ございました規則の改正等の問題についておきましては、

表半官である高齢長官 埼玉表長は文として常に語りかけられているところでございます。今御指摘の研修の態様につきましては、その後もいろいろ

困難だということでおざいますので、事前にお話をしてありますから、長官のお気持ちを勝見さんが十分御存じであり、かつ長官の「新年のことば」や訓示については、あなたがお目通しと言うとぐあいが悪いかな、事前に下書きをおつくりになつたりなんかしていらっしゃるだろうと思いますから、そのことについて質問しても勝見さん、よろ

長官の訓示行政の責任者である長官の名において年一回開かれます高等裁判所長官、地家裁所長会同の際に行われるものでございますが、中身につきましては、裁判官会議に諮りまして慎重に検討をしていただいた上で長官の名において訓示をいたしますものでございます。それから、新年のあいさつは、司法行政の責任者たる長官の名において

つきましては、刑事局の立場においてそれなりの検討を加えているところでございまして、長官訓示に具体的に……（横山委員「まだそこまで聞いてない。死刑の問題だけ聞いておる」と呼ぶ）ということをごきいまして、長官訓示にはまだ出来ていまいつていいということを御理解いただきたいたいと思います。

るなことを考えて実施いたしておるところとござりますが、具体的には人事局長からお答えいたさせます。

○勝見堺高裁判所長官代理者 結構でございま
す。

やるものでござります。そし申ることでござりますので、先ほどあるのにお答え申し上げました
が、文言に即して御理解いただきたいというふう
に思いますが、先ほど御指摘がございましたよう

○横山委員 文章といふものは、一概次いで無罪とされることがない。御承知のとおりであります。私ども裁判官に携わる者としては、この際、かかることになつては、必ずしも、この問題を踏まえなければ、どうぞ

教育を任命いたしまして、そしてそのスタッフを中心になつてどういったことを研修していくのがいいかということをいろいろ研究いたしております。

「この新年のことば」、去年六月の訓示等をずっと拝見をいたしました。要すれば、時間によつて多少の違いがござりますが、長官の司法行政に関する一つの方針として、時代に適応した司法、裁判あるいは裁判所の適正配置あるいは裁判官の育成、最近の問題としては、死刑が無罪になつたことなど、ということに重心が置かれておるよう思ひま

は、一応文書の作成にタジマいたした者として述べさせていただきたいと思います。
再審、誤判につきましての長官の訓示についてのお尋ねでございます。
私どもいたしましては、先ほど天野委員のお尋ねに対してお答え申し上げましたとおり、無辜を罪にしてはならないというのは刑事裁判の大鉄則であるわけであります。一線の裁判官は、証拠を

たことについて十分に反省と検討を加え
かることのないようにならなければならないと存じます、これが文章です。途中でおかしなことになっちゃうと、たんですな。「職責の重大性に改めて思いを致し」ということは文章になつておらぬ。そのところが最高裁としてはなかなか言いにくいことではあると思う。あろうと思うけれども、行間に流れれる物の考え方としては、長官も裁判官も、「多

す。それについて、まずここに昨年六月、「また、死刑の確定判決を受けた者に対する再審において、相次いで無罪が言い渡されたことから、多くの論議を呼んでいることも御承知のとおりであります。」えらいこと言わしたなと思ったのですよ。と

詳細に検討して慎重に事實認定をして適正な判決をしているものと信じておるわけであります。が、昨年におきまして、いわゆる再審手続におきまして無罪判決が相次いで出たということにつきましては、深刻な事態として受けとめているわけでござります。

くの詰屈を叫んでいることも」胸にこだえておるぞということだと私は思うのですが、そういう意味ではないのですか。

けて行うのではなくて、日常の所屬している裁判所の先輩あるいは部の裁判長といった方からのいろいろな薰陶を受けるということも必要でありますので、従来必ずしも十分に行われていなかつたそういった裁判長クラスの研究会のようなものもも行つて、そしてなるべく日常のそういう意味での

ころがその後、じゃどうかということについて何ら答えらしいことが書いてない。「私ども裁判に携わる者としては、この際、その職責の重大性に改めて思いを致し、「ということだけで、言い渡されたんだから、これら裁判が誤判であつた、大変申しわけなかつた、これからお互いに気をつけよ

その対策ということをさいますが、裁判官が本来の職責に従つて刑事裁判をやるということに尽きようかと思いますが、それにつきましては、自己研さんは当然のことといたしまして、お互いいの研さんということも必要なことだと思います。具体的に申し上げますと、先ほどもお答え申し上

○横山委員 私どもいたしましては深刻な事態であるといふうに受けとめておるわけでござります。

教育ができるようにならしてゐるわけでございま
す。

るその趣旨というものがいかに実践をされておるのかということを、そこが本年の重点的な問題であるというふうに私は理解するのです。単に修身みたいに長官がお話をなさつたわけではなかろうと思う。

この間もこの種の点については、法務大臣に重点は何かとお伺いしたのですけれども、最高裁長官としても、私がそうだなと思った四つの問題がどう行われておるのか、実践に移されておるのか。今までどおりを一生懸命やるということでは意味がないのではないかという趣旨で御質問しておるわけですから、そのつもりで聞いてもらいたいと思う。

そういう裁判官の育成、そして教育をしておる中で、私は二つの例を出したのです。

一つは、先般私の名古屋で、これは最高裁の答弁書ですが、前に禁錮以上の刑

刑法二五条二項によれば、前に禁錮以上の刑に処せられ現に執行猶予中の者を再度の執行猶予に付するには、一年以下の懲役又は禁錮を言ひ渡す場合に限ることとされている。

本件においては、被告人は、昨年三月名古屋地裁半田支部で覚せい剤取締法違反により懲役十ヶ月執行猶予四年の判決を受け、現に執行猶予中の身であるのに拘らず、一年六月の懲役に処した上で再度の執行猶予に付したものであるから、明らかに右規定に違反するものである。

右のようなミスを犯すに至った原因については、定かではないが、推測するに、当該裁判官としては、一方では、当該事案については、諸般の情状から執行猶予を相当と考え、他方では、求刑通り懲役一年六月に処するのが相当と考え、その双方が念頭にあつたため、誤つて被告人が執行猶予中の身であること又は、前述の法律上の制限を失念したものではないかと思われる。

まあこれは情けないことですね。裁判官が執行猶予をしてはいかぬ者を執行猶予にした。こんなことがどうして一体裁判官が一人でやるの

じゃないでしょう。合議でしよう。書記官がついておるでしょう。弁護士も検事も唖然たるものではなかつてしまふか。なぜこんなことが起つるのでしようかね。

○小野最高裁判所長官代理者 この件は、ただいま御指摘のとおりでございまして、私どもとしても全く初步的なミスでまことに弁解の余地もないと思っております。

ただ、この事件は、単独事件でございまして、裁判官一人でやつたということです。それから、書記官が気づかなかつたというお話をございましたが、裁判でございますので、法廷で宣告した後でなければ書記官のところにはわからぬことについてでございます。

いずれにいたしましても、裁判官の重大な職責にかんがみましてこのようなことが起きたということはまことに申しわけないことだ、かように考えております。

○横山委員 それで、この処置はどうしたのですか。どうしたというのは、人事的にどうしたといふわけでなくして、結論的にこの誤判をどうしたかという処置の問題です。

○小野最高裁判所長官代理者 判決を宣告いたしましたともう訂正はできないわけでござりますので、私どもの聞いておりますところでは、検察官が控訴されたということです。

○横山委員 裁判官のミスを検察官がしりをぬぐつたという結果になるわけですね。法規的にはそれよりしようがないということなんで、全くそんなことがどうして起つたのか、私はあきれ果てます。

その次は、裁判官の訴追を要求された問題であります。

た。」という事案であります。これも詳細な説明は省略をいたしますが、要するに額田製作所の会社更生法手続に当たつて組合も全く初步的なミスでまことに弁解の余地もないと思っております。

ただ、これは事件は、単独事件でございまして、裁判官一人でやつたと申します。それから、書記官が気づかなかつたというお話をございましたが、裁判でございますので、法廷で宣金を脱退させて会社更生法手続を開始したということであります。裁判官の主張、言い分というものは私は知りませんよ。知りませんけれども、いろいろなところの労働委員会なりあるいはそのほか、まあ訴訟委員会の記録は余り言うのは私は避けたいと思うのですが、そこの調査におきましても、不當労働行為をさせたという事実関係については恐らく争い得ない。恐らく最高裁でもお調べになつたと思うのですがね。そういうことは一体裁判官としては適当な措置でありますか。

○上谷最高裁判所長官代理者 まず事実関係について若干私の方から御説明させていただきたいと存じます。

今おっしゃつたような事情で新聞でも當時報道されましたので、私どもとしてもその当時の事情がどういうのであつたかということは報告は受けております。その報告によりますと、今御指摘になつたのとは若干違いまして、実は御承知のとおり会社更生事件で管財人を選任する必要がございまして、あつちこちで管財人の候補者を探しておつた。その中の一人から、管財人に引き受け、こうもうにはどういうふうな条件がなければならぬかという条件が出されたわけでございます。その条件の中にただいまおっしゃいましたように、例えば労働条件の切り下げであるとかというようなことのほかに上部組合から脱退ということが入らなければ管財人を引き受けることも考えてよい、こういうふうなことがあつたということでございます。そこで裁判所いたしましては、管財

人候補者の一人から出されましたそういう管財人候補者の希望条件をそのまま会社側に伝え、あるいは組合側にも伝えた、そういうことでございまして、その際、もちろんその条件を受け入れてそこにまでよかつたのですが、全金を脱退しろ。そこまではよかつたのですが、全金を脱退しろ。それはとても受け入れられないということでお断りにならなければ話が合わぬのであらん、こう言つて全金を脱退させて会社更生法手続を開始したということであります。

ただ、これは事件は、単独事件でございまして、裁判官一人でやつたと申します。それから、書記官が気づかなかつたというお話をございましたが、裁判でございますので、法廷で宣金を脱退させて会社更生法手続を開始したということであります。裁判官の主張、言い分というものは私は知りませんよ。知りませんけれども、いろいろなところの労働委員会なりあるいはそのほか、まあ訴訟委員会の記録は余り言うのは私は避けたいと思うのですが、そこの調査におきましても、不當労働行為をさせたという事実関係については恐らく争い得ない。恐らく最高裁でもお調べになつたと思うのですがね。そういうことは一体裁判官としては適当な措置でありますか。

○上谷最高裁判所長官代理者 まず事実関係について若干私の方から御説明させていただきたいと存じます。

今おっしゃつたような事情で新聞でも當時報道されましたので、私どもとしてもその当時の事情がどういうのであつたかということは報告は受けております。その報告によりますと、今御指摘になつたのとは若干違いまして、実は御承知のとおり会社更生事件で管財人を選任する必要がございまして、あつちこちで管財人の候補者を探しておつた。その中の一人から、管財人に引き受け、こうもうにはどういうふうな条件がなければならぬかという条件が出されたわけでございます。その条件の中にただいまおっしゃいましたように、例えば労働条件の切り下げであるとかというようなことのほかに上部組合から脱退ということが入らなければ管財人を引き受けることも考えてよい、こういうふうなことがあつたということでございました。そこで裁判所いたしましては、管財

も、「管財人候補者の考え方を知りたいので会わせてほしい。」道下裁判官「あわないだろう、債権者もこれくらいの事は考えるだろう。この条件でダメであれば取り下げか却下になる。」こう言っておどかしているわけですね。実際問題として、この記録は間違いありません。自分が仲介者であるとしても、仲介者として引き受けたはならぬことが、法律上、自分の職責上、ありそうなことだ。そのときに、そんなんばかりなことを言うな、もしどうしてもそれを言いたいなら、おれはそんなことは知らぬ、管財人候補者が、おまえが組合と話し合え、おれは知らぬことにしてほしいということならまだ恕すべき点がある。また仮に、そんなことはいかぬぞ、おまえ、そんなことをやつたらおまえも不当労働行為で文句を言われるぞ、それは避けた方がいい、もし組合運営に意見があつたならば、組合運営の改善についておまえは言うべきではないかといふのが裁判官のよつて立つべき立場ではないか。なぜそんなことを仲介をしたのか。

○上谷最高裁判所長官代理者 大阪で提起されております国家賠償事件において、原告側がまさに御指摘のような主張をしているわけでございます。これに対しまして國の方では、若干事実関係の認識も先ほど申し上げたように違うわけでございますが、別の観点で、不当労働行為あるいは違法な行為には当たらないという主張をしているわけござります。両者の考え方が対立しております。現在事件になつておりますので、やはり事実関係をお調べいただきて裁判所の御判断をいただく以外にないと考えております。

あともう一つつけ加えて申し上げますと、道下裁判官の該当行為は、やはり会社更生事件でございますので、本来の訴訟ではございませんが、非証事件的な手続でござりますが、やはり裁判官としての一種の訴訟指揮と申しますか、裁判官としての裁判権の行使の判断でござりますので、私ども司法行政の立場から當該裁判官の裁判権の行使のあり方について、それがよかつた、悪かつたとい

うふうな論評を加えるのもいさか、私どもの立場としてはいたしかねますので、その辺をひとつお伺いいただきたいと思います。私どもとしましては、その裁判の中での判断が示されるごとによつてこれに対する見方を明らかにされる、そのように考えておるわけでございます。

○横山委員 訴訟指揮についての裁判官の権限は知らぬわけではないです。広範な訴訟指揮権と、いうものがあることも承知しております。けれども、法律を破ることを訴訟指揮の中に入れてもらつては困る。法律を破ることの仲介をしてもらつては困る。そんなことは訴訟指揮にならぬと私は思つております。百歩も千歩も譲つて、まあ会社更生法を何とかまとめてやりたいという気持ちは仮にあつたとしても、このような社会的に疑念を生じさせる、国会で論争の舞台になる、そういう疑いをかけられるような言動をしてもらつては困る。その点ではあなたも同感でしよう。

○上谷最高裁判所長官代理者 いろいろ御意見がござります。(横山委員)人のことじゃない、あなたはどう思つておるんだ。いかぬと思っているだろ。いいと思つておるのか」と呼ぶ) 私自身としては、先ほども申しましたように、大阪地方裁判所で被告が主張しておりますところでは違法な行為でないというふうに御紹介申し上げる以外にないでございまして、私どもの方で裁判所の行為を、違法であるとかあるいは違法でないとかといふふうに言つたのはましいわけでござります。(横山委員)寺田長官の訓辞をあなたは読んでおるのかね」と呼ぶ)もちろん、長官の訓辞はよく読んでおります。

○横山委員 よう知つておるか。

それじゃ勝見さん、あなたどう思いますか。

○勝見最高裁判所長官代理者 このケースにつきましては、私どもで事実認定をする立場にはございません。それからいろいろな意見のあらうことか、適当であつたかなかったかということは、それは関与すべきことではないが、勤務評定はどうなさるかと言つたら、おのずからなる評価ということだ、おのずからなる評価というのは、單に裁判所内部だけではなくて世間からも弁護士からも検事からも、社会的にも、ああ、あの人は立派な裁判官だというような評価が適切な評価だらっしゃるだろう。裁判の判決がよかつたか悪かつたか、適当であつたかなかったかということは、それは関与すべきことではないが、勤務評定

件につきまして、まともにお答えするのは控えさせていただきたいと思います。

○横山委員 国會議員の質問にまともに答えることは、そんなばかな答弁がありますか。国會議員の質問に対してもまともに答えないで勘弁してくれと。委員長、どう思いますかね。委員長の見解を伺う。侮辱だ。

○片岡委員長 それぞれの立場がありましょうから、よく考えてもう一遍答弁してください。

○横山委員 訴訟指揮についての裁判官の権限は、い、そんなばかな答弁がありますか。国會議員の質問に対してもまともに答えないで勘弁してくれと。委員長、どう思いますかね。委員長の見解を伺う。侮辱だ。

○片岡委員長 それぞの立場がありましょうから、よく考えてもう一遍答弁してください。

○横山委員 訴訟指揮についての裁判官の権限は、い、そんなばかな答弁がありますか。国會議員の質問に対してもまともに答えないで勘弁してくれと。委員長、どう思いますかね。委員長の見解を伺う。侮辱だ。

○横山委員 訴訟指揮についての裁判官の権限は、うふうな論評を加えるのもいさか、私どもの立場としてはいたしかねますので、その辺をひとつお伺いいただきたいと思います。私どもとしましては、その裁判の中での判断が示されるごとによつてこれに対する見方を明らかにされる、そのように考えておるわけでございます。

件につきまして、まともにお答えるのは控えさせていただきたいと思います。

○横山委員 国會議員の質問にまともに答えることは、そんなばかな答弁がありますか。国會議員の質問に対してもまともに答えないで勘弁してくれと。委員長、どう思いますかね。委員長の見解を伺う。侮辱だ。

○片岡委員長 それぞの立場がありましょうから、よく考えてもう一遍答弁してください。

○横山委員 訴訟指揮についての裁判官の権限は、い、そんなばかな答弁がありますか。国會議員の質問に対してもまともに答えないで勘弁してくれと。委員長、どう思いますかね。委員長の見解を伺う。侮辱だ。

○片岡委員長 それぞの立場がありましょうから、よく考えてもう一遍答弁してください。

○横山委員 訴訟指揮についての裁判官の権限は、うふうな論評を加えるのもいさか、私どもの立場としてはいたしかねますので、その辺をひとつお伺いいただきたいと思います。私どもとしましては、その裁判の中での判断が示されるごとによつてこれに対する見方を明らかにされる、そのように考えておるわけでございます。

件につきまして、まともにお答えるのは控えさせていただきたいと思います。

○横山委員 訴訟指揮についての裁判官の権限は、い、そんなばかな答弁がありますか。国會議員の質問に対してもまともに答えないで勘弁してくれと。委員長、どう思いますかね。委員長の見解を伺う。侮辱だ。

○片岡委員長 それぞの立場がありましょうから、よく考えてもう一遍答弁してください。

○横山委員 訴訟指揮についての裁判官の権限は、い、そんなばかな答弁がありますか。国會議員の質問に対してもまともに答えないで勘弁してくれと。委員長、どう思いますかね。委員長の見解を伺う。侮辱だ。

○横山委員 訴訟指揮についての裁判官の権限は、うふうな論評を加えるのもいさか、私どもの立場としてはいたしかねますので、その辺をひとつお伺いいただきたいと思います。私どもとしましては、その裁判の中での判断が示されるごとによつてこれに対する見方を明らかにされる、そのように考えておるわけでございます。

さて、今度は裁判所の適正配置の問題でござります。これも長官が声を大にして言つていらっしゃることであり、かつ、いただきますと、昭和五十九年一月、裁判所の適正配置について膨大な資料が出ております。よくもまあ、こうも時間をおいてお調べになつたと思うほどの資料でござります。

そこで、まず前提として最高裁にお伺いしたい。今回、この裁判所定員法の審議がきょうから始まるわけでござりますけれども、与野党連じて、このポイントになりますのがやはり簡裁だろうと思います。後の同僚議員の質問も先ほどの二人の資料が出ております。よくもまあ、こうも時間をかけてお調べになつたと思うほどの資料でござります。

そこで、まず前提として最高裁にお伺いしたい。今回、この裁判所定員法の審議がきょうから始まるわけでござりますけれども、このごろ裁判所機構、司法行政の枠外で、準司法機関というものがここ数年来続出してあります。法律上の、公取から労働委員会からあるいは建設審査会から、いろんな法律に基づいた準司法機能ももちろんござりますけれども、町の中へきますと、離婚相談所だとか、あるいはサラ金相談所、交通の問題だとか、庶民的な問題が本当にたくさんあるわけですね。一方、簡裁も忙しいところでは爆発的な忙しさということがなつておる。なぜ一体民間なり司法行政機関以外のところが発展をするのだろうかということ

を考えますと、一つは裁判所というののはいかめなくて、そして面倒で、時間がかかって、そして弁護士料が高いだろうというような譲りに頼むと弁護士料が高いだろうといふ氣持ちがありまして、この裁判機構外のものがどんどん発展をしておる、この傾向について裁判所はどうお考えになつておられますか。

かということになります。

直しにつきましては、長官訓辞を適に引用させていただきますが、いわば時の流れといいますか社会事情の変更ということに応じて、現在の簡易裁判所のありようのひずみというようなものが余りにも大きいのでこの際見直してはどうかということで提案したものでございまして、簡易裁判所の当初の趣旨を変更して、いわゆる小型地方裁判所化ということを目指したものでございません。

裁にしても裁判所にしてもこのごろ調停センターについて余り熱意がないと言われているのですね。簡裁の仕事というのは本人訴訟もあるし督促もあるし略式もあるし、そういう弁護士の要らぬいやつがぎょうさんあるわけです。そういうことだから、調停センターなんか、もつと民間の準司法機関に対してもおれのところでやつたらというような意味において調停センターの活動ももつとしきるべきであつていいではないか。手続についても今まで簡素化してきたようではあるけれども、この際、簡裁民事手続法というようなものを提案

になつてゐるのか。裁判所が面倒だ、時間がかかるなどなんのことなどん发展しておる。それは一体なぜそんなことになつてゐるのか。裁判所が面倒だ、時間がかかるなどなんであることだらう。町で例えれば法律相談なんかやりますとわあつと来るんですよ。それほど法律の救助を求める庶民の問題点は極めて多いのにかかわらず、司法行政機関というものが十分それにこたえていらないではないかということが私の質問の趣旨です。勝見さん、それはどうお考えになりますか。

○勝見最高裁判所長官代理者 御指摘の準司法機関の範囲いかんが問題にまずなるうかと思います。しかし、私の立場で申し上げさせていただきますならば、憲法で保障された司法の機能を害するような機関であることに反対でござります。一方、具体的な社会事情を見ますと、今御指摘

○**勝見最高裁判所長官代理者**　今御指摘のような
観点から簡易裁判所の見直しをするつもりはござ
いません。

○**横山委員**　どっちの御指摘、私の指摘ですか。
○**勝見最高裁判所長官代理者**　さようございま
す。

○横山委員 時間の関係で私の言いたいことだけ言いますが、一つは、簡易裁判所で問題になりりますのは、老朽の庁舎の問題がある。私の近くで鷺山、鳥羽、津島、石油ストーブのないところが山、西尾、安城、先ほども同僚議員が冷房がない、暖房がないと言つておりましたがお隣の法務局はあるのですね、簡裁はないのですよ、検察官はあるのですよ。何を一体最高裁は大蔵省に予算要求しておるのか。同じ三者の中でも、法務大臣は予算要求のお手伝いをしておるかおらぬか知らぬが、あなたのところはみんな冷暖房あるんだ、お隣さんは冷暖房ないですよ。あなた、もう少し手伝つてやりなさいよ。本当に氣の毒のようなものですよ。小さい簡裁だから仕方がないでは済まされぬ。警察署全部ある、検察廳全部あるの、こつちにないので、それは見るも無残ですよ。

も今まで簡素化してきたようではあるけれども、この際、簡裁民事手続法というようなものを提案したらどうか。

いずれにしても、簡裁について、今度単にあそこは仕事がないでここは仕事が多いで、こっちの間をこっちへやつてこっちをなくすするというような形式的なことよりも、ひとつ簡裁を全体的に見直してみるというような考え方方に立つてもらわなければいかぬと思うのです。今度法務大臣も、特別会計をえらい努力してつくられた、えらいものだとつてこの間ほめたのですよ。それで法務局はコンピューターで意気込んでござるわ。民事局長張り切つてござるわ、何で最高裁も一つぐらいいそういうことで張り切らぬか。このままではあかぬではないかと私は思うのです。この間司法の話を聞いたたら、最高裁人事局浦井給与課長から、五十九年度予算の施行見通しがついたといいうな記事なんですが、ここで筆々と「ワードアプローチ」が高裁三官、也哉十八官、家哉五官、

一方、具体的な社会事情を見ますと、今御指摘のようにいわゆる準司法機関に対する需要といいますかニーズが非常に高まっていることもまた事実だらうと思います。それが裁判所の機能、司法の機能が十全に発揮されていないためのものでありますとすれば、私どもいたしましては十分その点を考慮すべきだと思っております。

○横山委員 どつちの御指摘のあります。私の指摘ですか、さようございまいき。○勝見最高裁判所長官代理人者 私の指摘ですか、さようございまいき。○横山委員 どうぞよろしくお聞かせください。

のですよ。小さい簡易だから仕方がないては済まされぬの。警察署全部あるの、検察厅全部あるの、こつちにないの、それは見るも無残ですよ。それから、サラ金の民事事件が激増していますね。この激増を調べてみて、この間資料をもらつたら、業者の申し立てる破産事件が極めて多いというのだ。ああそうか、私は借りた人が払えぬで持つていくのかと思ったら、業者が持つていくとある。何でさう言つたから、どうせ私には見え

かめではないかと私は思うのです。この間官司法の話を聞いたたら、最高裁人事局浦井給与課長から、五十九年度予算の施行見通しがついたといいうような記事なんですが、ここで簡々と、ワードプロセッサーが高裁三台、地裁十八台、家裁五台、合計二十六台もらつた、パソコンが配賦されて、全庁のバランスを考え今回は十二庁に配賦することにした、何とみみつちい話かしらんと私は思う。こんなこと、今ごろワープロを合計二十六台うちつてこいつって書いてあるのですよ。喜んでら

しては総務局長から答えてもらいます
○横山委員 私は細部のことよりも基本的なことをお伺いしたいのですが、そこで裁判所の適正配置についてを拝見いたしましたところ、簡裁につ

の勝訴最高裁判所判官代理者 それではもう一回
申し上げさせていただきますが、簡易裁判所は比較的軽微、少額の事件につきまして迅速に、簡易裁判所であるわけでございます。したがいまして、発足当初から数につきましても戦前
の区裁判所よりはずっと多い数の裁判所が設置されたわけでありますし、簡易裁判所判事の資格も、いわゆる法曹有資格でない裁判官をもつて在

第一類第三号
法務委員會議錄第四号

すか。

○猪瀬最高裁判所長官代理者 モデル試案を作成

しました趣旨について御説明申し上げます。

家庭裁判所が取り扱います少年事件は、万引きなどに多く見られます一過性的な軽微な事件から複雑困難な事件まで多種多様でございます。複雑困難な事件につきましては綿密な調査を行う、一方、軽微な一過性の事件に対しては早期に少年に基づきまして、既に昭和四十年ごろから家庭裁判所の一部におきましては綿密な調査を要する事件とそうでない事件とを選別するなどの事件処理の工夫を行いまして適正な事件処理に努めてきておりまして、今日では家庭裁判所の大多数の府においてこのような方針に基づいた事件処理を行つております。その基本として事件処理要領を作成しておる状況でございます。そして、近年家庭裁判所の裁判官の間ではそれぞれの府における処理要領をよりよいものにしていく必要があるということとともに、各家庭裁判所の間の処理手続の格差ができるだけ解消して、全国的な処理手続の運用の標準化を図ることが望ましいとする意見が支配的でございます。

しかし、各府が各府限りにおいて標準的な内容の処理要領をつくっていくということは、全国的な情報の入手その他的一面からいいまして実際に困難でございますので、かねてから裁判官の間では標準的な処理要領のモデルを家庭局において作成してもらいたいという要望が次第に高くなつてきていたところでございます。そういうようなことから家庭局としましては、各家庭裁判所で処理要領を新たに作成したり、また既にある処理要領を改定する場合の参考に供する趣旨でモデルの作成を検討中なわけでございます。モデル試案は、こういったモデルを作成するためにはあらかじめ各家庭裁判所の意見を聞くことが必要と考えておりま

すので、その意見を聞くためのたたき台としてこれを作成したものでございます。そういうような

性格のものでござりますから、これによつて各家庭裁判所を拘束するというようなことはないわけですが、ございまして、これをどう取り入れるか、またこれを取り入れるかどうかをも含めまして各家庭裁判所の自主的な判断にゆだねる性質のものとして考へておるわけでございます。そうしてこのことは、このモデル試案を各家庭裁判所に示すに当たりましても明確に説明を加えまして、誤解のないように配慮しているところでございます。
それから内容の点につきましても……。

○横山委員　内容はいいです。

一応御説明の御趣旨は私も想像いたしておりましたとおりでござります。ただ、そういうことを言つては失礼ですが、最高裁から処理基準として出されたものは地方の家裁においては金科玉条のように受けるのはも司法機関ばかりでなく、各省みんな同じようなものです。それが役人といふものであります。ですから、処理基準といつても結局は裁判基準といいますか結論基準、最終の処理の方式といふになりやすいものだという指摘は当を得たものであり、日本における官僚主義といふものを使はばそういうことになると私も想像せざるを得ないのです。

それから今、順序を経てよう意見を聞いて、そしていろいろな人の意見も聞いて、下部機関の意見も聞いてとおっしゃいましたが、何か聞けば、新聞記者やあるいは全司法が見せてくれと言つてもこれは部外秘だと言つて見せなんだそうじゃありませんか。あなたの言うようなことだつたら見えないじゃないですか。

○猪瀬最高裁判所長官代理者　御指摘のとおり、モデル試案は部外秘としております。部外秘といつは先ほど御説明申し上げましたとおり、モデル試案は、これをいわばたたき台としまして裁判所部内の意見をこれから聞いていくこうということを予定しているものでございます。内容は裁判の

運用に関する問題でございますので、裁判官を中心とした裁判所部内の自由な意見の交換、これを

うに考えたものであります。
〔委員長退席、森(清)委員長代理着席〕
それからもう一点は、現在、裁判所部内でこのモ
デル試案について具体的な検討を進めつつある段
階でございまして、その検討が進む過程におい
て、モデル試案の内容につきましても変更のあ
ることが当然予想されるところでございます。現在
そういう段階にありますモデル試案を公表するし
いうようなことにしますと、あたかもこれが完成
したモデルであるというような誤解を招き、また
無用の混乱を起こすおそれもございますので、そ
ういうようなところから部外秘扱いをしているわ
けでございます。
○横山委員 同僚議員もお聞きになつてわかるし
思いますが、これは私が読んでも、私もまあ検討工
十分かもしれないけれども、こんなこと書いて何ば
一番問題かと思つてずっと探してみたけれども、
そう問題になるようなことはない。それでもつづ
各方面の意見を聞きたいと言ひながら、これは祕
密文書だと言うから余計におかしくなつちゃや
んのです。こんなもの、私だって祕密文書もらつちや
たわけですね。これ、あるところから。これは、
わしはどうなるか。わしがもつたやつを处分する
つもりかね、これ。こんなもの、もらおうと聞
えばどこでも何とかなりますよ。そういうものと
祕密文書だ、祕密文書だと言うから、取扱注意と
書いてあるから、何ぞ家庭局は考へてるんじや
いかといふ疑惑が生まれるので。どうぞどうう
えさん御意見を聞かせてちょうだいと言つて、こ
れ読まれてまずいようなところがあるの。ないで
しょう。私の勉強不足かね、ますいところあるや
ね。モデルと書いて、試案と書いてある。だから
あなたの言うように後になつて変わるということ
は、試案と書いてある以上は当たり前のことじゅ
ないので。そういうところが官僚的だと私は言ふ

のです。考え方直してもられないは困る。やり方は。

が、一つの公表されたものということでおざいますので、私どもも内部的に検討はいたしております。しかるべき機会に、私どもとして考えるようなことを具体的な内容について日弁連に申し上げるというような機会は得たいというふうに考えております。

○横山委員 今後まず筋道としてどういうことになりますか。日弁連案がまとまる。その間に政府側も意見表明をして、そして日弁連と政府側が仮に一致をする。そして、アメリカ側の要求はどういうものであるかわからいませんが、アメリカ側との接点は、アメリカのどういうところとそれから日本側のだれとが折衝をして合意に達するのであるか。それから、合意に達したとして、国会に提案するのは政府か、日弁連か。日弁連が提案といふのはおかしいが、議員提案か。どういうルートでそれが処理されていくのですか。

○鶴池(信)政府委員 先ほど申し上げましたように、日弁連としては本年ができるだけ早い時期に最終的な結論をお出しになる。その前提としていろいろ内部での御検討をしていらっしゃるということでおざいまして、その結論といふものがいつの時期にどういう形で出てまいるかなどということは、私どもいたしましては現在まだ予測することはできない状態でございます。

国弁護士の国内活動を認めるという、いわば積極的方向で出るということになりました場合に、その内容について私どももそれではまことに結構だとうふうに考えられる内容であります場合に、法律の改正といふものが政府提案という形になりますのかあるいは議員提案という形で——御存じのようにもとの弁護士法そのものが議員立法でできておりまし、その後も実質改正が大体議員提案でなされておるといういきさつもございますの邊のところはまだ先のことにならうかと思います。

それから、その日弁連の結論というものが——

実は日弁連の内部の意思決定のシステムといふものも先生御案内のとおり非常に複雑でございまして、いろいろな方々が責任をお持ちになつてあります。ただ、そういう最終的な要するに日弁連の結論というものが出来ました場合には、私どもといたるレベルでいろいろな御意見をお出しにして極めて望ましいことだと思っておりますのは、そういう御意見をお出しになる過程で、例えばアメリカ側も含む外国側の考え方などはど

ういうものであるか、あるいは国内的に、例えば今の関係の諸制度との関係などについての調整というものは果たして座りのいい形になつてゐるかどうかということについては、私どもとしても意見を申し上げたいということになるのかもしれませんので、そういう国際的あるいは国内的意見といふものが、日弁連の最終的な御意見、結論が出来ました際には、いわばすべてそれを聞きになつて集約された形で出てきている。出てきた以上は、これはいわば国内一致の結論になるような形でお出しただけのが極めて望ましいと思っております。

したがつて、例えば現にアメリカ側もあるいは先生御案内のとおりE.C.もこの問題については関心を持つておりますが、それなりのこの試案についての意見も言えるチャンスがあつたら言いたいというふうに申しておりますが、そういう意向を伝えておるということは、私ども日弁連に伝えております。したがつて、かかるべき機会にアメリカ側あるいはE.C.等の外國側の意見も日弁連側に直接伝わるということにならうかと思います。そして、これから日弁連の御意見をお出しになつて、それがいわばみんなそれでいるというふうになりますよう、そういう結論が出来ます前に、おのずとアメリカ側の意向なども十分しんしゃくされた上で結論が出てくるのではないかと思つております。したがつて、ちょっとごたごた申し上げて恐縮でございますが、要するに、日弁

た外國側の意向というのもそれなりにしんしゃくされて、そして結論が出される運びになるのではないかというふうに考えております。

○横山委員 本件は、今御説明のとおりに非常に経緯が複雑でございますから、ひとつ政府において、懸案の問題でございますから、日弁連のイニシアの問題ではございますが、その間の援助協力について遺憾なきを期していただきたいと思います。

次は、法律扶助の問題であります。

去年、法律扶助につきまして、日弁連は十五億の募金をすることに相なりました。そこで、私ども法務委員が提唱いたしまして、総理を初め、各党の委員長並びに法務委員全員が募金をいたしました。そして宣伝にも使ってくれ、一助にもしてくれということにしたことは、御記憶の方もあろうかと思います。しかるところ、募金をやらされましたのは、わずかにたしか三億かそこらでございました。自來、法務委員の私どもの超党派的努力、法務大臣の努力にかかわらず、法律扶助に関する政府補助金は、たしか八千二、三百万円を少しも一銭も上がらないという状況でございます。

法律扶助につきまして延々お話しすれば切りがございませんから申し上げませんが、法律扶助が必要視されており、かつはまた広範な皆さんから法律扶助の申し出があるにかかわらず、各地域の法律扶助協会、扶助活動は極めて不十分なところであります。

〔森(清)委員長代理退席、委員長着席〕

去年、法律扶助協会のいわゆる北川法案といふものが出来ました。出来ましたところ、当初日弁連は余りいい顔をしなかつたわけであります。そういうものをやりますと、法務省の人権擁護局がしゃべりいい顔をしなりと表へておれのショバが広まつた

年。しかし、いずれにしても、日弁連も重い腰を上げて法律扶助法の制定へ向けて前進を始めたと申します。中間答申は、率直に言いますと、私にとりましてはやや理想案、北川法案はやや現実案に堕しておるという感じがしないわけではありません。そこで、先ほど日弁連が横を向いたときの事情も含めて、政府に、法務大臣にその御意見を伺いたいと思うのですが、法律扶助の現状を打開いたしますためには、どうしても単独法を制定して、より近代諸国にふさわしい法律扶助の展開をいたしましたためには、どうしても単独法を制定して、そして法律の基盤によつた事業展開をすることが適当であると思いますが、大臣はどうお考えでございましょうか。

○野崎(幸)政府委員 今、法律扶助協会の法律扶助法案、それから日弁連の扶助法案についてお述べいただきましたので、まずその点について事務局から御説明を申し上げたいと思います。先生も御承知のように、日弁連では昭和五十五年に法律扶助法案の要綱案を作成いたしました。これは日本法律扶助公団というものをつくつて扶助事業をやっていくこうという法案でございました。これに対しまして、法律扶助協会では昨年の五月に、今これも先生が御指摘になりました北川

私案というものを作成いたしまして、人権擁護局

の方にも一部これを届けてこられました。そのときのお話では、日弁連の案というものは扶助協会としてはいささか納得しかねるので、扶助協会としての案をつくつた。この案を日弁連にこれから持つていつて、両案のすり合わせをして、日弁連と扶助協会の方で統一した案をまとめたいというお話をございました。実はその後、日弁連におきましてどのような議論がなされているのかということにつきましては全く御報告がございませんでしたので、私どもとしては、今先生がおつしやられました中間答申案というのもよく把握をしていない段階でございます。

現在は、今申し上げたような段階でございますので、私どもいたしましては、昭和二十七年に法律扶助協会が設立されまして、昭和三十三年から補助金を国から交付いたしまして、その育成に努めてまいっておりますところでございますので、その線で法律扶助事業の発展のために尽力してまいりたいと現段階では考えておるところでございます。

○横山委員 答えにならぬじゃないの。だから、しゃなりしゃなりと出てはいかぬと言うのだ。

大臣にお伺いしていることは、今の法律扶助事業ではもうちつとも予算もふえない、何ば法務省人権擁護局なりあなた方が大蔵に言つてもだめなんだ、ここで百尺竿頭一步を進めるためには落差を立てた物のやり方をせにやいかぬ、しかも法律に根拠を置いてないじやないか、おかしいじやないか、だから、法律扶助法を制定するべく日弁連が統一案を持つてくるということであるならば、これを期待し歓迎し、政府としてもできる限りの援助をするということを言つてもらいたいということです。

○嶋崎国務大臣 ただいま局長の方からお話がありましたがとおりでござりますが、何しろ六十年度の予算の編成においては、重点を絞つたところが絞り過ぎたのかもしれませんけれども、この問題についてはいろいろな議論をしておりますが、弁護士会、日弁連の中で十分な意見が煮詰まつて

おつて、そしてこれをどういう方向に持っていくかということについてのきちっとした整理が必要しも十分にできないというような実情であるものですから、私自身としては、当面大事なことは、協会の事業の安定的な発展をどのように図っていくかということが基本であると思うのです。たゞ、そうした場合に、今非常に財政が困難などありますから、ことしの予算自身におきましては御承知のような結果に終わつたわけでございます。今後、これらの内容についてよく研究調査させるとともに、日弁連の中での論議というものをよく踏まえまして、今後どういうふうにその進展を図るべきかということを検討させてもらいたいと思っていますが、そこでお尋ねです。

○横山委員 言葉が濁つておるので、検討させてもらいたいという中に法律扶助法の制定についてもということは入つてはいるのですが、入つてないのですか。

○嶋崎国務大臣 現在まだそういう気持ちが煮詰まるような状況になつておりますんで、私は、基本法を制定するということが今の段階で必要なのかどうかという判断も持ち合わせてないというのが現実でございます。

○横山委員 それは勉強不足ですね。人権擁護局長があなたの前に答弁をしてあなたを牽制したような感じを受けるわけですが、それは遺憾ですよ。私は年々歳々予算があふえてるならこんな文句は言いません。私どもが努力をしていかつたらこんな文句もまた言いません。私どもが超党派で非常に努力しても、出しつ放して何らの実績も上がつておらぬ。あのときに、ありがとうございましたと言つて、大臣以下皆さん、国会が超党派で募金に応じてくださったことに、感謝にたいへんないというお礼まで言われたのですよ。それが予算上何ともなつてないじやないですか。ですか、来年になつたらまたそれをふやさかといふお話はできぬ相談だと思うのです。しかも法律的な基盤を持つていないのでだから、日弁連もこの際呼吸をそろえて統一案をつくろうと言つているの

ですから、それに対してもあなたがやや消極的な態度というのは遺憾千万だと思いますが、それでもう答弁なしですか。遺憾千万のままで終わるのですか。

○**嶋崎国務大臣** 横山委員のお話ですからだけ耳を傾けてのみ込みたいと思っておりますが、確信のないことをここで結構ですと言う自信を現在持ち合わせておりません。よく研究させていただきたいと思います。

○**横山国務大臣** 横山委員長、言語道断だ。質問通告しているのだから、おまえさんがちゃんと大臣にこのような答弁メモを出しているんじゃないの。その答弁メモに、それはちょっと待ってくれと書いたんじゃないの。けしからぬぞ。この次には人権擁護局長をもう一遍徹底的に糾弾をして、大臣答弁が、十分検討いたしました、やはり横山委員のおつしやるとおりでございます、これから前向きにやりましょうというような答弁を得られるまでに、人権擁護局長を徹底的にやります。

○**横山国務大臣** 次は、人権、狹山、再審基本法について伺います。

○天野(等)委員 その前にちょっと、先ほど質問された天野委員が五十九年三月二日に、狹山事件に関連して質問をいたしました。その中で、「事件当初の犯行現場における血痕の有無の問題につきまして、その当時の資料が他のいろいろな状況からあるはずだということと、弁護団の方では開示してほしい」ということとの質問に対しましては、

○**鶴政府委員** 今御指摘の事実につきましては、早速調査いたしました上で対処いたしたいと思います。

○天野(等)委員 それじゃ、その点につきましてはまた後に御調査をいただくということで、ここで打ち切りたいと思います。

○天野(等)委員 そういう議事録がございます。

○天野(等)委員 本年一月十日、「請求人石川一雄にかかる強盗強姦、強盗殺人等再審請求事件につき、左記証拠の開示を請求します。」として、主任弁護人山上氏以下弁護人から、東京高等検察庁検察官に対し

て、殺害現場でのルミノール反応検査報告書を出してくれとという請求書が出ております。

これは、隠した芋穴について、「ルミノール反応検査を実施させたところ何れも陰性にして血痕の陽性反応は認められなかつた」と埼玉県警刑事部鑑識課警察技師松田勝が説言をしております。そして、「芋穴から約一〇〇メートルの「犯行現場」について、反応検査が実施されていないということはありえないことから、再審請求審段階で弁護人が右松田勝に面会したところ、同人は「殺害現場の雜木林についても夜間にルミノール反応検査をした。検査結果については、報告書もしくは実況見分の一環として提出している。」と供述している。」ということでありまして、これを出してくれると言つておるわけであります。

この殺害現場でのルミノール反応検査報告書があることは松田証言で明らかでありますから、その報告書の開示を求める。そのほか三点、合計四点の証拠開示請求書が出ております。昨年の天野委員の質問によつて、当然これは出していただけると思いますが、いかがですか。

○**冤政府委員** 昨年三月でござりますか、天野委員から御指摘を受けまして、またその後も御要望を承つております。これは第六次の御要望と思ひますが、これにつきましては、昨年暮れに、そのうち一点は開示が相当であるということで開示をして、弁護人の方へお見せしたはずでございます。

それから、本年一月十日に、今横山委員御指摘のルミノール反応検査報告書ほか三点（合計四点）についての開示の要請が東京高等検察庁にございました。このルミノール反応検査報告書を含めた四点につきまして、開示が相当であるかどうかと、いうことを現在東京高検で検討中でございますので、できるだけ速やかに結論を出したいたいというふうに考えております。

○**横山委員** 相当であるかどうかと言つたつて、おわかりのよう、これは重大な内容を持つておるのですよ。死体を隠した芋穴にはルミノール反

応はなかつた。それなら、殺したという雑木林に
についてこの検査をしたかと言つたら、した、と
言つているわけです。本人の松田勝が言つてゐる
のですね。だから、あることは間違いないですね。
どうですか。あつても出さない場合があり得るの
ですか。そういう場合はどういう場合ですか。
○寛政府委員 従来、何回にもわたつて証拠の開
示要求がございまして、その中には、現実に存在
しないものもございます。弁護人の方の挙げてお
ります名称と一致しない——単に一致しないとい
うだけで、ないと申し上げておるのではなくて、
それに相当するものがないというのもございま
す。それから、あるものでも、例えは御要望のござ
います未提出資料のリストというようなもの、
これは現実にはつくつておりませんが、例えは警
察から送つてまいります送致書類の中に、送つた
書類あるいは証拠の全標目を掲げたその標目とい
うような御要望もございますが、この点につきま
しては、捜査の過程でございまして、いろいろな
関係人の御協力をいたいた結果がそこに出てお
ります。したがいまして、これを全部開示するこ
とは、関係人の人権あるいはプライバシーの問題
もござりますし、ひいては今後の捜査の円滑な遂
行という観点から相当でないという考え方もあるわ
けでございます。

そういう意味で、今申し上げたような観点か
ら、あるけれどもちょっとこれは開示は御勘弁願
いたいというのもございますが、存在をし、かつ
今横山委員御指摘のとおりのような事実の確
定に必要欠くことを得ないということであります
れば、公益の代表者としての検察官の立場から、
その当否を慎重に判断した上で結論を出すとい
ふことでございます。

○横山委員 これはだれが聞いてもおかしいです
よ。今あなたは一般論で言つてゐるのですが、私
は具体論で言つてゐるのです、芋穴については反
応が認められなかつたと。それなら殺害現場の雑
木林は反応検査をしたのかと言つたら、したこ
う言つてゐるんですね。そういうことですから、

これがいかに重要な要因の問題であるかといふと、それは私の想像にやぶさかではない。そういうものを、あつても出さぬということはどういうふうに理解をしたらいいかわからなくなつてくるんですね。それは、被告側の有利なものは出さぬといふことなら、けしからぬはけしからぬが、それならそうではつきり言つてもらわばわかる。この種の問題で、あつても出さぬと。今刑事局長は、出されわけではない、一般論を言つたというふうに理解しますよ。出してくださいよ、これを。

○範政府委員 ただいまのルミノール検査報告書、あることはもちろんあるわけでございます。したがいまして、その内容について現在検討中でござりますので、その結果を待つて御回答申し上げるということでござります。

○横山委員 まあ出すだろうと私は期待しています。これを出さなかつたら承知せぬ。法案を全部ストップだ。ちょっと与党聞いておつてよ、森さん。このルミノール反応を出さなかつたら法案ストップ。

次は、まあこれもわかつてゐる話ですが、石川一雄の未決勾留期間の通算の問題であります。

これは法務省、もう既に何回も議論があるから簡単に言いますが、服役後、つまり刑が確定してから十年でないと仮出獄の資格を有さない、これはあなたの見解ですね。これはわかつておりますよ。弁護団は、引つ張られてから、未決勾留を全部通算しろということですよね。その争いなんですね。この争いについては、結局、言い合えばかりが能ではないと思うのです。言い合えばかりが能ではないけれども、一つの問題は、刑法に、未決勾留期間をその刑の中に通算するとも通算せぬとも書いてないんですね。たしか書いてない。それをあなたの方は、書いてないから合憲、合法だとして、刑が確定してから十年と通達した、こういうふうに私は理解しているのですが、どうですか、違いますか。

合でございますが、十年というのはやはり監獄の執行を拘置して定役に服するという懲役の現実の執行を十年するという趣旨であるという解釈でございます。これにつきましては、裁判例は余りございませんが、ある高裁判例では、やはり有期刑の場合三分の一、無期の場合十年、その間の執行状況等を考えて仮出獄を審査するのが仮出獄制度の趣旨であるから、その趣旨からいつて理解できるといふような判断もございますけれども、そのような意味で、解釈としては、やはり現実の懲役の執行が始まってから十年、つまり確定から十年といふことでございます。これも横山委員も御承知のとおりと思いますが、刑法改正草案では、その点を明文で別の解釈を立てまして、算入するという規定を草案には設けてございます。

○横山委員 ようわかつておるんだ。法務大臣、問題の焦点はわかつてますね。計算しますと、石川さんの場合は、法定通算は、石川側弁護人は、一九六四年三月一二日から七四年十月三十一日まで四千二百八十六日、十一年八カ月おるんだね。ところが、刑事局長の計算によれば、一九七七年八月九日、最高裁決定、上告棄却の日から十一年、だから八七年までおらなければいかぬ、こういう計算だ。大体間違いないね。そういう計算だ。十一年八カ月もおるのに、それはあかん、おまえは刑が確定してからだ、今まで監獄に未決でおつたところはあかんという解釈。それで、刑法改正では石川の言うとおりになる。これは少しかわいそうだと思いませんか。二年や三年ならともかくとして、十一年も十二年もおつて、おまえの刑が確定前のものは全部だめだよというのは、かわいそうだと思いませんかね。最高裁も「当審における未決勾留日数中四百日を本刑に算入する」とありますね。この四百日の解釈もまた違つておる。石川側と向こう側とは四百日の解釈もちよつと違うわけです。

ないか。未決勾留期間を算入しないという解釈も、私どもは間違つておると思うのだが、刑法に書いてないから、向こう様の解釈も絶対間違つておるとは私もよう言わぬ。さりとて、未決勾留期間を算定をしてもいいという解釈も成り立つわけです、刑法に書いてないから。そういう状況なんですよ。だから法務大臣、そのところを少し検討してくれませんか。

○嶋崎国務大臣 今御質問の点でございますが、改正をするとするならばどういうぐあいな考え方だというところは、それを読み込んで計算するというのですか、そういう形で運用したいというようなこと……。従来のいろいろな運用が、今刑事局長が答弁をしましたような形でずっと運用していくおるというようになりますと、やはり具体的には、私も、刑法改正を少しでも急いでやらなければならぬというような感覚でいる者の一人でありますけれども、やはり今の段階では、従来とのいろいろなバランスその他の問題もありますし、全体的な均衡というようなこともあるのでしょうかから、よく研究はさせてみますけれども、改正草案の案ではそなつてているからそれでいけやという話には一概に乗り切れないところもあるのじやないかというふうに思つておる次第です。

○横山委員 二年や三年のことならそう言いません。けれども、十年近い、一九七七年に上告棄却確定したんですね。それまで、とにかく十年近いものを——それで、もう一つ刑事局長に聞きたいのは、十年以上になつたら仮出獄ができる、これはできるですね。それで未決勾留の期間といふものは、何であなたのような解釈をするのかといふことがあります。未決勾留の期間といふものは、おれは罪は犯しておらぬ、あくまで争うということをやつておるということは、改悛の状がないということになりますか。服役態度がよくないということになりますか。仮出獄ができるということは、まあ当然のように改悛の状があり服役態度もいい、だから仮出獄させたるということにな

りますかね。ところが本人は、おれはあくまで無実だ、再審まで争う、最高裁まで争うといつて頑張つておる人間は改悛の状がないという範疇に入るのはですか、服役態度が悪いという範疇に入るですかね。

○範政府委員 服役態度の問題ではございません。したがいまして、本人は無実だと頑張るから、あるいは最初から罪といいますか事実を認めて争わない、罪を認めて争わない者の場合でも、先ほどの解釈は同じことになるわけでございます。その意味では、服役態度というような問題ではございません。というよりは、服役態度といふその服役ではない。やはり刑の執行を受ける十年なり刑期の三分の一と二のものは「監獄二拘置シ定役に服ス」でございますか、苦役なんて言葉を使うとちょっと語弊がありますが、そういう定役に服するといふことが前提である。したがって、未決の状態で、監獄に拘置されることはあります。苦役に服する義務は全くないわけございます。したがいまして、そこに差異があるということでござります。

○横山委員 まあ話は、私も言葉遣いも違つたようですが、未決で拘置されておる長期間、あくまで争う、争つたといふことが、大体通俗的に言うと、恐れ入りました、えらい私が悪うございました、これから罪に服します、早う罪を決めてくださいといふやうなことがいわゆる恭順だ、改悛の状だ、服役態度がよろしいといふやうなことであつてはいけませんよ、もう死刑が無罪になつたようなことも再三ございますから、そういうことはいわゆる改悛の状とか服役の態度とは関係ないといふに私は理解したいと思うのですが、いいんでしょうかね。

○範政府委員 もし今の御質問が仮釈放の審査等のことですごいますますとすると、所管でございませんで、仮釈放の審査の際に、十年たてば資格ができる、資格ができても当然に許可になるわけではございませんで、いろいろ監獄の長なら長から上申があつて、地方更生保護委員会で審査するわけ

でございます。そのときにはどういうふうに判断をされるかについては、私ちよつとお答えいたしかねると思います。

○横山委員 これは大臣、ひとつぜひ御検討をお願いしたいことでございます、二年や三年のことならともかくとして、十二年にわたることでござりますから。

それから、再審について伺います。

再審についてのポイントはもう極めて明白でございまして、ここで長々と議論をするつもりはございません。要するに六点でございますね。先ほどもいろいろ御質問がありましたが、一点が、再審開始の門を広げること。二番目は、弁護人が再審請求人と秘密に面会できる権利を保障すること。三つ目は、記録、証拠物を閲覧複写する権利を保障すること。四つ目は、再審請求中または準備中の者の死刑執行を停止すること。五つ目は、審理を公開すること。六つ目は、検察官の不服申し立てを禁止すること。これが再審の問題なのであります。この問題について、先ほど法務大臣も刑事局もちよつと意見をおつしやつたんですが、再審それ自身について、一般的に改めてどうお考えですか、まず承りたいと思います。

○範政府委員 再審制度につきましては、前々から何回もお答えを申し上げておりますとおり、基本的な問題、再審の構造、繰り返し申し上げるのには省略いたしますが、諸外国の立法例などを見ましても随分構造が違う。日本の今の三段階構造、これが適当であるかどうかというような基本的な問題を含めまして、たゞいま検討をいたしておりますところでございます。今委員の御指摘の六点につきましても、もちろん社会党、共産党の方から改正案が国会に出ておることでございましたので、私たちも十分その内容を見て検討いたしております。

○横山委員 その大きい点だけ申し上げますと、現在のところでござります。

○範政府委員 私どもも十分その内容を見て検討いたしておるところでござります。

○横山委員 その大きな点だけ申し上げますと、現在のところでは再審の門戸開放といいますか、いわゆる六号の要件を広げるという点につきましては、諸外国の法制を見ましても、現在の我が国の再審要件

が必ずしも狭いといふには感じていないと、それが現在の私どもの偽らざる気持ちでござります。

○横山委員 これは大臣、ひとつぜひ御検討をお願いしたいことでございます、二年や三年のことならともかくとして、十二年にわたることでござりますから。

それから、再審について伺います。

再審についてのポイントはもう極めて明白でございまして、ここで長々と議論をするつもりはございません。要するに六点でございますね。先ほどもいろいろ御質問がありましたが、一点が、再審開始の門を広げること。二番目は、弁護人が再審請求人と秘密に面会できる権利を保障すること。三つ目は、記録、証拠物を閲覧複写する権利を保障すること。四つ目は、再審請求中または準備中の者の死刑執行を停止すること。五つ目は、審理を公開すること。六つ目は、検察官の不服申し立てを禁止すること。これが再審の問題なのであります。この問題について、先ほど法務大臣も刑事局もちよつと意見をおつしやつたんですが、再審それ自身について、一般的に改めてどうお考えですか、まず承りたいと思います。

○範政府委員 再審制度につきましては、前々から何回もお答えを申し上げておりますとおり、基本的な問題、再審の構造、繰り返し申し上げるのには省略いたしますが、諸外国の立法例などを見ましても随分構造が違う。日本の今の三段階構造、これが適当であるかどうかというような基本的な問題を含めまして、たゞいま検討をいたしておりますところでございます。今委員の御指摘の六点につきましても、もちろん社会党、共産党の方から改正案が国会に出ておることでございましたので、私たちも十分その内容を見て検討いたしておるところでござります。

○横山委員 だから担当の局長とやり合つてしましても、もちろん社会党、共産党の方から改正案が国会に出ておることでございましたので、私たちも十分その内容を見て検討いたしておるところでござります。

○範政府委員 しかし、梅田事件では、獄中から梅田さんが第一次再審請求を起こす動きを示し、梅田さんを犯人だと名指した主犯者の供述が問題となり始めた矢先、主犯者の死刑が執行された経過がある。検察側に他意はなかつたのだろうが、結果的に梅田さん側は事件のカギを握る者のがなくなつたことで、再審開始決定まで、大変な労苦を強いられた。

○横山委員 だから担当の局長とやり合つてしまつても、どうしても法務大臣とちょっととも前進がないので、どうしても法務大臣の常識的な判断を求めざるを得ないのだ。もう言うことは決まっておるのだ。何を言うかはわし

が再審開始決定を下しながら、検察側が即時抗告、福岡高裁も開始決定を取り消したことで、免田栄さんの「無罪」確定が二十数年も遅れたという事実関係ですね。ですから、事は簡単で、開始決定があつた場合は検察陣はそれに待つたをかけるな、入り口で争わずに、裁判で検察側の主張をしたらしいのではないかということなのであります。

の方が知つておるのだ。それでは何にもならないんだ、やりとりでは。

大臣、こうすることですよ。裁判官が家の中に入れと言つたのに検察官が玄関に入るなど言つて妨害しておるのだ。文句があつたら一緒に家中に入つてきてやり合えばいいではないか。

今の話をちょっと聞いておると、やり合う権利がなくなるといかぬと言うのだけれども、裁判官が、よし入つてこいと言つた。入つてこいと言つたやつを玄関で、入るな入るなど裁判官を押しのけておるのでよ。それで二十年押しこねたんだ。そんなことを言わずに、入れと言つてから検察も家の中に入つて、そこでおまえの言つていることは違つておる、おれの言うことは正しいとやり合つて、それで裁判官が最終判断をする。それは再審開始決定というのは容易ならざることですよ。容易ならざることを裁判官が判断して、よしわかつた、じゃ家の中へ入れと言つたのに、何でそもそも妨害せなならぬ。血も涙もない、鬼か蛇だ。常識豊かな法務大臣、ここで答弁をいただきました私、この点の質問を終わりたいと思うのです。答弁が悪ければいかぬけれども……。

○嶋崎国務大臣 御承知のように、日本の裁判制度は今御説明がありましたような段階を踏んだ三段階制をとつておるわけでございまして、そういう中で裁判の判決が出ているわけでございます。そういう中での再審の取り扱いになるわけで、このところ非常に不幸なケースがたくさん出て、その点はまことに遺憾千万であると思っておりましかれども、やはりそういう何段階の裁判というものを経た上で再審の問題でございます。したがつて、今刑事局長からお話をありましたように、どこまでも、法的安定性をどういうぐあいに考え、かつまた具体的な事案の妥当性といふものをどういうぐあいにうまく調整を考えていくかと、いうような非常にぎりぎりのところの判断であつと思つておるわけでございます。

私、今まで聞いたところでは、よそから見ますと日本の再審制度は割合うまくできてるんだと

いうような話を余計聞いておるものですから、少し判断は迷つておるかもしませんけれども、先ほど刑事局長からお話をしましたように、両党からいろいろな意見も出でるというようなことがあります。そういうことも踏まえまして、今後とも十二分にこの制度自体を法務省としては検討してまいりたいというふうに思つておる次第でございます。

○横山委員 時間がなくなりました。もう二点。部落解放基本法の問題でございます。
これは詳細は避けますけれども、残事業が非常にたくさんまだ残つております。私もこの間、名古屋周辺で現地をいろいろ調査をしたわけあります、愛知県も残事業がまだまだ残つておるところを極めて強いてあります。これは法務省でなくて総務省の所管ではございますけれども、人権擁護という立場におきまして法務省の絶大な協力、支援がなくてはこれはできないと思ひます。

まず総務庁からお答えを願うのですが、最近宗教団体が、神様、仏様、キリスト教、新興宗教、全宗教が先年來この差別と宗教という問題を提起いたしまして、組織をつくって、そうして同和問題について宗教界挙げてみずから姿勢を正し、また僧家、門徒等についても教育、努力をすると言つております。大阪では、興信所に関する条例を立案いたしまして、興信所の調査の中に、部落の問題になつておりましたが、そこには相ならぬという条例をつくるというお話をござります。先年來「地名総鑑」が問題になつておましたが、昨年、「地名総鑑」を購入しないしは発売をするところがまだまだ出てまいりました。

事はどうぞように、私どもこの種の問題が解消することが望ましいのですが、現実問題としては部落問題は有名な小説——明治以来今日に至るまで依然として我々の地域社会の中に根を張る問題でございますから、部落解放基本法並びに差別規制

法を制定することについて、まず総務庁の意見を伺いたいと思います。

○佐藤説明員 お答えいたします。

同和問題の早期解決のためには地域改善対策特別措置法ということことで、物的な事業の整備それから心理的差別の解消ということに努めておるわけですが、現在、法的有效期限があと二年でございますが、現在、法的有效期限があと二年というところに迫つております。事業を計画的に推進する、こういう立場から、残り二年の期間内に残事業の計画的達成を図るべく最大限の努力ををしているところでございます。

それで、法期限が二年という現状に立ちまして、法期限後の取り扱いについて、今先生がお挙げになりました基本法の制定をすべきであるというような御意見、その他いろいろ御意見が出ておるところでございます。しかしながら、その取り扱いについてはいろいろ議論があるところでございまして、今申しました事業の進捗状況なども踏まえながら慎重に対応していく必要があろうと思つております。

○横山委員 十分な時間がなくて残念ですが、これの実現に法務省もぜひ応援していただきたいと思います。

最後に、細かいことですが、先年当委員会で執行官の法律を制定いたしました際に附帯決議を満場一致つけました。その中で、現在の執行官を公務員とするようにその方向を示唆したわけでありますが、依然としてそのままあります。それで、恩給のついておる人なんですが、その基準が、基準号俸が決まつておるわけであります。ところが古い人がたくさんきて、もうそれでは低位に失するということに相なつてしまつて、あの附帯決議が実践されないという主張が寄せられてまいりました。したがつて、執行官の雇用条件の確定と待遇の改善について要望いたしたいと思ひます。いかがでしょうか。——関係者いなかつたかな、裁判所……。

○上谷最高裁判所長官代理者 御指摘の問題については私どももかねがね十分承知いたしております。

して、その後も検討を続けております。まだ結論を得ておりませんが、附帯決議の趣旨に従いましてさらに検討をして、早期に解決したいと考えております。

○横山委員 善処すると言つてもらえれば終わるのだからけれども、善処と言わなければなりませんけれども、これは附帯決議ですよ、国会の意思ですよ。やらぬということは国会軽視ですよ。それだけは言つておきます。

では、長い間どうも……。

○片岡委員長 次回は、来る二十六日火曜日午前十時理事会、午前十時十分委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後五時二十分散会

裁判所職員定員法の一部を改正する法律案 裁判所職員定員法の一部を改正する法律

裁判所職員定員法(昭和二十六年法律第五十三号)の一部を次のように改正する。

第一条の表中「一、三三五人」を「一、三四四人」に改める。

第二条中「二万三千三百四十五人」を「二万三千三百四十三人に改める。

附 則

この法律は、昭和六十年四月一日から施行する。

下級裁判所における事件の適正迅速な処理を図るため、判事の定員を改めるとともに、裁判所の司法院事務を簡素化し、能率化することに伴い、裁判官以外の裁判所の職員の定員を改める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

供託法の一部を改正する法律案 供託法の一部を改正する法律

供託法(明治三十二年法律第十五号)の一部を次の
のように改正する。

第十五条中「昭和六十年三月三十一日」を「昭和
六十六年三月三十一日」に改める。

この法律は、公布の日から施行する。

附 則

理由
国の財政の現状にかんがみ、国の歳出の縮減を
図るため、引き続き昭和六十五年度まで供託金に
利息を付することを停止する必要がある。これ
が、この法律案を提出する理由である。

昭和六十年三月七日印刷

昭和六十年三月八日發行

衆議院事務局

印刷者 大藏省印刷局